

令和 8 年度

令和 8 年度林道橋外点検業務

## 閱 覧 図 書

添付書類

1. 入札者注意書
2. 契約書(案)
3. 仕様書等
4. 数量内訳書
5. 橋梁、トンネル一覧表
6. 位置図

近畿中国森林管理局

## 入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は、電子入札システム（以下「電子入札」という。）に基づくものとする。  
なお、電子入札により難しい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式（以下「紙入札」という。）に代えることができる。（別紙様式1、2）  
ただし、紙入札による入札書は所定の用紙（別紙様式4）を使用し、入札案件毎に別葉として持参により提出すること。郵送、加入電信、電報、テレコピー、電話その他の方法等による入札書の提出は認めない。
- 5 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。  
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 電子入札による入札の場合は、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）に基づくものとする。
- 7 紙入札による場合の入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
- 8 紙入札による場合で本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状（別紙様式5）又は委任権限を証明した書類を提出すること。  
また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
- 10 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 11 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
  - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
  - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
  - (3) 紙入札において、発注者名、入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
  - (4) 紙入札において、入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
  - (5) 紙入札において、委任状を持参しない代理人のした入札書
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
  - (7) 紙入札において、入札金額の記載を訂正した入札書
  - (8) 紙入札において、入札時刻に遅れてした入札
  - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
  - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
  - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき
  - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき
  - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき
  - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
  - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 12 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 13 開札前に、入札者から錯誤等を理由として自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。
- また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しない。
- ただし、電子入札において、入札者は、入札書提出後開札までに、他の入札物件の落札が決定し、当該入札物件を落札したことにより建設業法第26条違反になる場合は、直ちに発注者に申し出ることとし、発注者は、直ちに入札者から理由を付した技術提案書等の取り下げに関する申出書（別紙様式3）の提出を求め、確かに上記事実であると認められた場合は、開札時に、当該入札書を「無効」とする措置をとるものとする。
- 14 開札は電子入札により行うこととし、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）に定める立会官が立ち会って行う。
- ただし、紙入札による場合は入札者の面前で行う。
- なお、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 15 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
- その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- なお、入札の回数は原則として2回とするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。
- 16 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
  - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
  - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
  - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 17 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、入札執行事務に関係のない職員がくじを引くものとし、その結果を通知するものとする。

- 18 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 19 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 21 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 22 電子入札により入札に参加する場合は、電子入札操作マニュアル、電子入札システム運用基準（令和5年6月林野庁）を熟知しておくものとする（農林水産省ホームページ・農林水産省電子入札センター）。
- 23 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(別紙様式1)

## 紙入札方式参加承諾願

1 発注工事（業務）名

2 電子入札システムでの参加ができない理由  
（記入例）

認証カードの発行手続が遅れているため。

年 月 日 認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

---

上記について承諾します。

年 月 日

殿

---

(契約担当官等の官職氏名)

(別紙様式2)

## 入札方式変更承諾願

1 発注工事（業務）名

2 入札方式を変更する理由  
(記入例)

認証カードが破損したため。

年 月 日 認証カードを取得予定

上記のとおり、電子入札システムを利用することができないため、紙入札方式での参加に変更することを承諾いただきますようお願いいたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

---

上記について承諾します。

年 月 日

殿

---

(契約担当官等の官職氏名)

(別紙様式3)

## 技術提案書等の取り下げに関する申出書

1 発注工事（業務）名

2 技術提案書等を取り下げる理由

(記載例)

他の工事（業務）の落札に伴い、配置予定の技術者を配置できなくなったため。

※ 入札書提出後（同時提出型を含む）においては、記載例の理由に限る。

年 月 日

住 所

商号又は名称 ○○ 株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

(契約担当官等の官職氏名)

殿

(別紙様式4)

# 入札書

入札物件 第 号

発注工事(業務)名

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局(〇〇森林管理署)長 ○ ○ ○ ○ 殿

入札者

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

(別紙様式5)

# 委任状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

〇〇森林管理局 (〇〇森林管理署) 長 〇 〇 〇 〇 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により  
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

を代理人と定め、

記

発注工事 (業務) 名

## 別紙

### 「契約の保証について」

- (1) 落札者は、業務請負契約の締結に際して、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

#### ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行 谷町代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「近畿中国森林管理局 歳入歳出外現金出納 官吏 経理課長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取り扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払い請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

#### イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 谷町代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「近畿中国森林管理局 政府保管有価証券取扱主任官 経理課長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

#### ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定

する保証事業会社(以下「金融機関等」という。)とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は、業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期限を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期限を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。  
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書(保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

#### エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (オ) 保証期間は、履行期限を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期限を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。  
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

#### オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長((氏名)を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (カ) 保険期間は、履行期限を含むものとする。
- (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) (1)のウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。
- (4) (1)の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(案)

## 業 務 請 負 契 約 書

1. 業 務 名 令和8年度林道橋外点検業務
2. 履 行 期 間 契約締結の翌日 から  
令和9年2月19日 まで
3. 履 行 場 所 近畿中国森林管理局管内
4. 請 負 代 金 額 . -  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 . -)
5. 契 約 保 証 金 額 . -
6. 前 金 払 請負代金の10分の 以内
7. 調 停 人 \_\_\_\_\_
8. 選 択 事 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	前金払	第35条～第37条
	部分引渡し	第38条
	調停人の選任	第57条

## 9. 特約条項

(1) 請負代金は、近畿中国森林管理局で支払うものとする。

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年4月30日に交付した国有林野事業業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙 設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 大阪市北区天満橋1丁目8番75号  
支出負担行為担当官  
(氏名) 近畿中国森林管理局長 上口 直紀 印

受注者 (住所)  
  
(氏名) 印

[注] 受注者が設計共同体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、設計共同体の名称並びに設計共同体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

# 業務別数量内訳書

業務名： 令和8年度林道橋外点検業務

業務区分・業種・種別・細別	規 格	単位	数量
直接原価(電子成果品作成費・業務成果品費除く)		式	1
林道橋定期点検業務(初回)		式	1
打合せ等		業務	1
計画準備(外業)(初回)		橋	11
現地点検(外業)(初回)		橋	11
報告書の作成(初回)		橋	11
林道橋定期点検業務(2巡目以降)		式	1
計画準備(外業)(2巡目以降)		橋	18
現地点検(外業)(2巡目以降)		橋	18
報告書の作成(2巡目以降)		橋	18
機械経費(橋梁点検車)		式	1
トンネル定期点検業務(初回)		式	1
計画準備(外業)(初回)		トンネル	4
資料収集整理(初回)		トンネル	4
現地踏査(外業)(初回)		トンネル	4
状態の把握(点検)(外業)(初回)	点検(ひび割れ密度(m/m <sup>2</sup> )0≦C≦0.1)	m <sup>2</sup>	4902.0
健全性の診断(外業)(初回)		トンネル	4
報告書の作成(初回)		トンネル	4
定期点検記録様式の作成(初回)	ケース2	m <sup>2</sup>	4902.0
トンネル定期点検業務(2巡目以降)		式	1
計画準備(外業)(2巡目以降)		トンネル	2
資料収集整理(2巡目以降)		トンネル	2
現地踏査(外業)(2巡目以降)		トンネル	2
状態の把握(点検)(外業)(2巡目以降)	点検(ひび割れ密度(m/m <sup>2</sup> )0≦C≦0.1)	m <sup>2</sup>	650.8
健全性の診断(外業)(2巡目以降)		トンネル	2
報告書の作成(2巡目以降)		トンネル	2
定期点検記録様式の作成(2巡目以降)	ケース2	m <sup>2</sup>	650.8
機械経費(トンネル点検車)		式	1
直接原価(その他原価除く)		式	1
その他原価		式	1
その他経費		式	1
一般管理費等		式	1
業務価格		式	1
業務価格		式	1
消費税相当額		式	1
業務委託料		式	1

# 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書

平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知（最終改正 令和8年1月26日付け7林整計第368号）で定められた、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書を使用するものとする。

森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書に記載されていない特殊な工種等については、特記仕様書による。

# 特記仕様書

## [1] 適用

1. 本特記仕様書は、近畿中国森林管理局（以下「発注者」という。）が実施する「令和8年度林道橋外点検業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。
2. 本業務は、契約書、設計図書、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）及び本仕様書に基づき実施するものとする。
3. 標準仕様書第3102条第10項の「〇〇契約書」とは、林道橋外点検業務契約書とする。

## [2] 履行場所

本業務の履行場所は、近畿中国森林管理局管内（別図のとおり）とする。  
点検を行う橋梁は、別表（点検橋梁一覧表）のとおりとする。

## [3] 点検業務に関する一般事項

本業務の実施に当たっては、標準仕様書等によるもののほか、次に示す図書等によるものとする。

- ・林道施設長寿命化対策マニュアル（平成28年3月林野庁 整備課）（URL「<http://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/tyouzyumyouka.html>」）（以下「マニュアル」という。）
- ・林道橋定期点検マニュアル（簡易版）（平成30年3月 整備課）（以下「簡易版マニュアル」という。）

## [4] 現地踏査

現地踏査は監督職員又は発注者の指定する担当者とともに行うものとし、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業に支障がある場合には、監督職員と協議するものとする。

## [5] 全体図及び一般図、部材番号図の作成

マニュアルに基づく点検、診断時に作成。ただし、簡易版マニュアルに基づき実施する場合は、全体図及び一般図の作成はしない。

## [6] 関係機関との協議

点検の実施にあたり、河川管理者、公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要な場合には、仕様書第3710条の6に基づき、必要な資料の収集及び協議書の作成を行うとともに、監督職員と協議の上、点検が行えるように協議を行わなければならない。

## [7] 再委託

標準仕様書第3127条第1項で示すほか、次に示すものとする。

1. 本業務の計画準備

2. 現地踏査
3. 実施計画書作成
4. 橋梁点検
5. 損傷状況の把握
6. 対策区分の判定、健全性の診断
7. 報告書作成

## [8] 現地点検

### ① 既往資料の調査

橋梁台帳及び既存の点検結果の記録等を調査し、橋梁の諸元及び損傷の状況や補修履歴等を把握するとともに定期点検調査野帳の作成に活用する。この場合、これに伴う関連資料の支給請求一覧表を作成しなければならない。

### ② 定期点検の区分

林道橋は「マニュアル」の第2節及び「簡易型マニュアル」の2より、床版橋、桁橋は簡易版マニュアルで点検を実施し、床版橋、桁橋以外はマニュアルに基づいて点検を実施することを基本とするが、林道の重要度や施設の規模などを踏まえ、詳細な点検・記録を行う場合は、マニュアルに基づき点検を行う。

また、床版橋、桁橋以外の橋梁は、橋長が15m以上の橋梁及び15m未満でも跨線橋、跨道橋など保全対象に影響がある橋梁や一般道の迂回路になるなど容易に架け替えが出来ない橋梁は予防保全型点検を、それ以外は一般管理型点検を実施することとされており、施設ごとの点検方法は別紙「点検橋梁一覧表」のとおり。

トンネルは「マニュアル」の第2節より、マニュアルに基づき点検を実施する。

### ③ 位置の把握

各施設の位置について、現地でGPS機器を用いて座標を計測する。既に座標のあるものについては、確認作業を行う。

### ④ 点検方法

林道橋は「マニュアル」の第4節及び「簡易版マニュアル」の5を標準とする。

なお、点検を行う際に、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により、実施が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

### ⑤ 点検項目

「マニュアル」第5節によるのを標準とするが、マニュアルと簡易版マニュアルにより、また、マニュアルの点検でも予防保全型点検と一般管理型点検で項目が異なり、それぞれに合わせた項目で点検を行う。

### ⑥ 野帳（点検帳票）記入様式

林道橋の野帳（点検帳票）の記入様式は「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）（令和6年3月 国土交通省 道路局）」の道路橋記録様式（令和6年3月）及び「簡易型マニュアル」の別紙1を使用して、径間ごとに野帳（点検

帳票)を作成する。

トンネルの記入様式は「道路トンネル定期点検要領(技術的助言の解説・運用標準)(令和6年3月 国土交通省 道路局)」の道路トンネル記録様式(令和6年3月)及び「マニュアル」の別紙2点検記録様式(その1)、(その2)を使用し作成する。

⑦ 損傷程度の把握

林道橋の点検の結果、損傷を発見した場合は、部位、部材の最小単位毎、損傷の種類毎に損傷の状況、程度を適切な方法(スケッチ・文章等)で詳細に記録(報告書添付)を行い、「マニュアル」付録-1.1「損傷評価基準」(予防保全型点検)〈林道橋〉および付録-1.2「損傷評価基準」(一般管理型点検)〈林道橋〉に基づいて要素毎、損傷種類毎に評価するものとする。

⑧ 対策区分の判定(林道橋)

点検では、橋梁の損傷状況を把握したうえで、構造上の部材区分あるいは部位毎、損傷の種類毎の対策区分について、「マニュアル」付録-2の対策区分判定要領を参考にし「マニュアル」9節の表-2-9の対策区分の判定区分による判定を行うこととする。

なお、対策区分については、マニュアルに基づく予防保全型点検のみ実施。

⑨ 中間成果の提出

業務履行中、監督職員より中間成果を求められた場合、速やかに提出するものとする。

[9] 定期点検調査帳票の提出

本業務の成果品として、以下のものを提出するものとする。

- |                               |         |     |     |
|-------------------------------|---------|-----|-----|
| 1. 点検帳票                       | 局及び各署等別 | 各1部 | A4版 |
| 2. 橋梁定期点検調査帳票                 | 局及び各署等別 | 各1部 | A4版 |
| (1) 橋梁諸元外(様式1)                |         |     |     |
| (2) 状況写真(様式2)                 |         |     |     |
| (3) 特定事象の有無、健全性の診断に関する所見(様式3) |         |     |     |
| 3. 橋梁定期点検調査帳票(簡易版マニュアルに基づく点検) | 局及び各署等別 | 各1部 | A4版 |
| (1) 現況写真                      |         |     |     |
| (2) 部材番号図                     |         |     |     |
| (3) 損傷台帳図                     |         |     |     |
| 4. トンネル点検結果調書                 | 局及び各署等別 | 各1部 | A4版 |
| (1) 変状・異常箇所写真位置図              |         |     |     |
| (2) 変状写真台帳                    |         |     |     |
| (3) 健全性の診断の区分に関する所見           |         |     |     |

5. 電子納品 (CD-R もしくは DVD-R) 局及び各署等別 各 1 枚 (正・副)
6. その他監督職員の指示した資料 1 式
7. その他、業務により生じた資料 1 式

成果品の提出先は、「近畿中国森林管理局 森林整備課」とする。

[10] 打合せ

業務に関する打合せ記録は受注者が作成するものとし、打合せ後、速やかに監督職員に提出するものとする。

なお、打合せ回数は、3 回を予定するものとし、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が出席するものとする。

打 合 せ 回 数

業務着手時 1 回

中間打合せ 1 回 局 1 回

成果品納入時 1 回

計 3 回

[11] 貸与資料

標準仕様書第 3112 条に定める発注者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

①橋梁台帳 (既存)

②上記以外で業務履行上、発注者が必要と認める資料

なお、貸与された資料については、不要となった時点で速やかに返却するものとする。

[12] 沿道対応

本業務実施中、沿道の住民及び道路利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。

[13] 疑義

受注者は、業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督職員と協議を行うものとする。

## 電子納品に関する特記仕様書

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。ただし、受注者がやむを得ない理由により紙による提出を希望する場合は、受発注者間で協議の上、決定する。  
電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子成果品で納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、林野庁「森林整備保全事業電子納品ガイドライン令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき作成されたものを指す。
2. 電子成果品は、「ガイドライン」に基づいて作成し、電子媒体及び電子媒体納品書を提出する。
3. 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、決定するものとする。
4. 電子成果品については最新の国土交通省「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されていないことを確認した上で提出するものとする。

# 情報共有システムに関する特記仕様書

## 第1章 業務管理

### (1) 情報共有システムの業務について

- ① 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
- ② 情報共有システムの活用は、「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。
- ③ 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- ④ 費用（登録料及び使用料）は、その他原価に含まれている。

# ウィークリースタンス実施に関する特記仕様書

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。なお、災害対応等緊急を要する場合は、この限りではない。

## 1. 目的

調査、測量、設計及び計画業務(以下「設計業務等」という。)を円滑かつ効率的に進めるため、1週間の受発注者間における相互の態勢に関する事項の目標を定め、計画的な設計業務等の履行を確保しつつ、より一層の業務環境の改善等に努めることを目的とする。

## 2. 取組内容

以下の項目について、受発注者間で確認及び調整の上、取組内容を設定する。

- (1) 休日の翌日(月曜日等)は依頼の期限日としない。
- (2) 休日の前日(金曜日等)は新たな依頼をしない。
- (3) 「ノー残業デー」は勤務時間外に依頼しない。
- (4) 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則としてその時刻までに打合せを終了する。
- (5) 午後4時以降の打合せ、現地立会は行わない。
- (6) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (7) 業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。
- (8) その他必要な事項について任意に設定することができる。

## 3. 進め方

- (1) 原則、初回打合せ時に、発注者から受注者に本取組の目的及び内容を説明するとともに、取組内容を確認及び調整し設定する。取組期間については、初回打合せ時(取組内容を設定した日)から履行期限までを原則とする。また、受注者は、初回打合せ時に設定した取組内容をウィークリースタンス推進チェックシート(別記様式1)に整理し、打合せ簿等と
- (2) 中間打合せ等を利用し、受発注者間で取組のフォローアップ等を行う。
- (3) 受注者は、成果物納入時の打ち合わせにおいて、実施結果(効果、改善点等)をウィークリースタンス実施状況報告書(別記様式2)に整理し、発注者に提出する。

【記載例】

別記様式1（業務）

## ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）

### （1）参加者

実施日 令和〇年〇月〇日

業務名	●●測量設計業務		
履行期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日		
発注者	発注者名	〇〇森林管理署	
	役職名	監督職員	
	氏名	〇〇 〇〇	
受注者	会社名	〇〇コンサルタント(株)	
	役職名	管理技術者	
	氏名	〇〇 〇〇	

### （2）営業時間等

発注者		受注者	
始業時間	8:30	始業時間	9:15
終業時間	17:15	終業時間	18:00
ノー残業デー※1	毎週水、金曜日、毎月16日	ノー残業デー※1	毎月10日、15日、20日、25日

※1 毎月の定時退社・退庁の曜日または日を記入すること。

### （3）ウィークリースタンス取り組み実施内容（■実施項目）

実施項目	特記事項（日付け等の設定）	実施
(1) 休日の翌日（月曜日等）は依頼の期限日としない。	月曜日等（第三者の要求対応を除く）	■
(2) 休日の前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。	金曜日等（第三者の要求対応を除く）	■
(3) ノー残業デーは勤務時間外に依頼しない。	毎週水曜日（第三者の要求対応を除く）	■
(4) 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則としてその時刻までに打合せを終了する。		■
(5) 午後4時以降の打合せ、現地立会を行わない。	16時以降開始する打合せを行わない。	■
(6) 作業内容に見合った作業期間を確保する。		■
(7) 業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。		■
(8) その他の項目※2		
打合せは午前10時～午後4時までの時間とする		□
ノー残業デーは定時の帰宅に心がける		□
打合せはWEB会議を活用するなど、効率的な実施に努める		□

※2 (1)～(7)以外で取り組む内容がある場合に記入する。

※ 受注者の希望する実施項目は「□」とし、初回打合せを踏まえ実施する項目を「■」とする。

予め対応出来ない事項やその措置に対する対応を確認する。

### （4）緊急時等の対処方法

緊急時等の対処方法
受注者は権利者等との調整の結果、休日の作業となる場合は休日の翌日（●曜日）を振替日（休日）とする。
ノー残業デーは権利者等の第三者の要求によるものを除き勤務時間外の業務対応を求めない。

※ 業務の内容や特性を踏まえ、緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び休日又は夜間作業等により、設定した取り組みが実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）について双方で確認し設定する。

## ウィークリースタンス実施状況報告書

## (1) 基本情報

提出日 令和〇年〇月〇日

業務名	●●測量設計業務		
履行期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日		
発注者	発注者名	〇〇森林管理署	
	役職名	監督職員	
	氏名	〇〇 〇〇	
受注者	会社名	〇〇コンサルタント(株)	
	役職名	管理技術者	
	氏名	〇〇 〇〇	

## (2) 実施状況及び改善点

- ① 休日の翌日(月曜日等)は依頼の期限日としない。

実施状況: 実施できた

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ② 休日の前日(金曜日等)は新たな依頼をしない。

実施状況: どちらかというと実施できた

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ③ ノー残業デーは勤務時間外に依頼しない。

実施状況: 実施できた

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ④ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則としてその時刻までに打合せを終了する。

実施状況: 全く実施できなかった

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

打合せを効率的に実施することができず、長引き設定した時間内に終了しなかった

- ⑤ 午後4時以降の打合せ、現地立会は行わない。

実施状況: どちらかというと実施できなかった

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

急ぎ決めたい内容が発生し、16時以降に打合せすることがあった

- ⑥ 作業内容に見合った作業期間を確保する。

実施状況: 実施できた

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

- ⑦ 業務時間外に応答が必要な連絡を行わない。

実施状況: 実施できた

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

⑧ その他、任意で設定する取組

設定の有無: 有

設定ありの場合の内容: ..(追加した内容を記載)

実施状況: 実施できた

「実施できた・どちらかというと実施できた」以外を選択した場合、その理由を以下に記入

⑨ 本取組を実施するにあたっての問題点や、今後の改善点などを記入

本取組の問題点や改善点を記入してください。(自由記載)

# 旅費交通費等特記仕様書

## ○旅費交通費等の扱い

1. 本業務は、当初設計において旅費交通費及び技術者の基準日額は計上していない。
2. 旅費交通費等は、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について」（平成28年3月31日付け27林整計第367号林野庁森林整備部長通知）（以下「旅費交通費要領」という。）に基づき設計変更により計上するものとし、受注者は、滞在又は滞在と通勤が混在する場合、設計変更時点までに、宿泊実績報告書（様式1）、実際に支払った証拠書類（領収書等）及び通勤実績報告書（様式2）を監督職員に提出するものとする。  
なお、宿泊実績報告書、証拠書類及び通勤実績報告書の提出時期については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

【記載例】

宿泊実績報告書

業務名：

氏名	滞在期間	従事業務	宿泊日数 (日)	宿泊単価 (円)	宿泊費計 (円)	備考
〇〇 〇〇	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
□□ □□	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
△△ △△	R8. 2. 1～2. 7	測量業務	6	9,000	54,000	朝食6回 夕食0回
〇〇 〇〇	R8. 2. 20～2. 22	設計業務	2	8,000	16,000	朝食0回 夕食0回
□□ □□	R8. 2. 20～2. 22	設計業務	2	8,000	16,000	朝食0回 夕食0回
〇〇 〇〇	R8. 3. 17～3. 18	設計業務 (打合せ)	1	10,000	10,000	朝食1回 夕食1回
□□ □□	R8. 3. 17～3. 18	設計業務 (打合せ)	1	10,000	10,000	朝食1回 夕食1回
合計			24		214,000	

- (注) 1 氏名は、業務計画書に記載した技術者(再委託先を含む)であること。  
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。  
 3 備考は、宿泊施設において提供される朝・夕食を食べた回数を記載する。

【記載例】

通勤実績報告書

業務名：

通勤による業務日	従事業務	備考
R8. 2. 9	測量業務	
R8. 2. 13	測量業務	
R8. 2. 24	設計業務	
R8. 3. 10	設計業務(打合せ)	

- (注) 1 通勤による業務日は、業務日ごとに記載する。  
 2 従事業務欄は、測量業務、設計業務等を記載する。

点検橋梁一覧表

別表

森林管理 署等名	林道名	橋梁等名	位置	規格・構造等			根拠(※2)			その他
				種類	橋長(m)	桁下高(m) (※1)	マニュアル		簡易版 マニュアル	
							予防保全型橋梁	一般管理型橋梁		
滋賀署	横山林道	第1号橋	林道起点から0.4km	コンクリート橋	7.4	3.5			○	初回点検
滋賀署	横山林道	第2号橋	林道起点から1.0km	コンクリート橋	5.0	3.5			○	初回点検
滋賀署	太神山林道	第1号橋	林道起点から0.1km	コンクリート橋	14.5	2.5			○	2巡目以降点検
滋賀署	太神山林道	第2号橋	林道起点から1.4km	コンクリート橋	6.3	2.0			○	2巡目以降点検
滋賀署	太神山林道	第3号橋	林道起点から1.5km	コンクリート橋	10.4	2.5			○	2巡目以降点検
滋賀署	太神山林道	第4号橋	林道起点から1.7km	コンクリート橋	5.3	1.5			○	2巡目以降点検
滋賀署	太神山林道	第5号橋	林道起点から2.6km	コンクリート橋	5.6	1.0			○	2巡目以降点検
滋賀署	太神山林道	第6号橋	林道起点から2.7km	コンクリート橋	6.1	1.4			○	2巡目以降点検
滋賀署	太神山林道	第7号橋	林道起点から3.0km	コンクリート橋	4.9	1.5			○	2巡目以降点検
滋賀署	木ノ下谷林道	第1号橋	林道起点から0.3km	コンクリート橋	7.9	1.5			○	2巡目以降点検
滋賀署	木ノ下谷林道	第3号橋	林道起点から0.9km	コンクリート橋	5.1	1.0			○	2巡目以降点検
滋賀署	木ノ下谷林道	第4号橋	林道起点から1.1km	コンクリート橋	6.5	2.5			○	2巡目以降点検
滋賀署	木ノ下谷林道	第5号橋	林道起点から1.4km	コンクリート橋	5.0	2.0			○	2巡目以降点検
京都大阪所	鞍馬山林道	天越橋	林道起点から0.0km	鋼橋	15.0	2.5			○	初回点検
兵庫署	坂の谷林道	第1号橋	林道起点から0.0km	コンクリート橋	10.0	2.5			○	2巡目以降点検
兵庫署	坂の谷林道	第2号橋	林道起点から1.5km	コンクリート橋	6.0	2.0			○	2巡目以降点検
兵庫署	坂の谷林道	第3号橋	林道起点から2.2km	コンクリート橋	8.0	2.5			○	2巡目以降点検
兵庫署	坂の谷林道	第4号橋	林道起点から2.5km	コンクリート橋	18.0	2.5			○	2巡目以降点検
兵庫署	坂の谷林道	第5号橋	林道起点から4.8km	コンクリート橋	6.0	4.0			○	2巡目以降点検
兵庫署	坂の谷林道	第6号橋	林道起点から5.2km	コンクリート橋	12.6	3.5			○	2巡目以降点検
奈良所	比叢林道	第1号橋	林道起点から0.9km	コンクリート橋	6.0	2.0			○	初回点検
奈良所	比叢林道	第2号橋	林道起点から1.2km	コンクリート橋	4.5	2.0			○	初回点検
奈良所	比叢林道	第3号橋	林道起点から1.3km	鋼橋	11.4	1.5			○	初回点検
奈良所	比叢林道	第4号橋	林道起点から1.5km	コンクリート橋	4.5	3.0			○	初回点検
奈良所	※寄母母子林道(伯母子林道)	鍋割谷橋	林道起点から3.2km	鋼橋	28.5	10.0			○	初回点検
岡山署	西方林道	草丸橋	林道起点から1.3km	鋼橋	10.4	3.0			○	初回点検
広島北部署	坂瀬川林道	第1号橋	林道起点から0.0km	コンクリート橋	6.5	2.4			○	2巡目以降点検
広島署	猿ヶ馬場林道	第1号橋	林道起点から0.2km	コンクリート橋	5.0	2.5			○	初回点検
広島署	木頃山林道木頃山支線	第1号橋	林道起点から0.4km	コンクリート橋	5.5	2.5			○	初回点検

※1 「規格・構造等」欄の桁下高は水面から桁までの高さ(概数)

※2 「マニュアル」欄の予防保全型橋梁に“○”がある施設はマニュアルに基づき点検等を実施し、点検帳票は予防保全型橋梁(鋼トラス橋)の様式を使用。「簡易版マニュアル」欄に“○”がある施設は簡易版マニュアルに基づき点検を実施。



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
滋-①	槇山林道	第1号橋	R4.10.11

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
滋-②	槇山林道	第2号橋	R4.10.11

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
滋-③	太神山林道	第1号橋	R3.11.11

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
滋-④	太神山林道	第2号橋	R3.11.11

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
滋-⑤	太神山林道	第3号橋	R3.11.11

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
滋-⑥	太神山林道	第4号橋	R3.11.11

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
滋-⑦	太神山林道	第5号橋	R3.11.11

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
滋-⑧	太神山林道	第6号橋	R3.11.10

近景写真



遠景写真



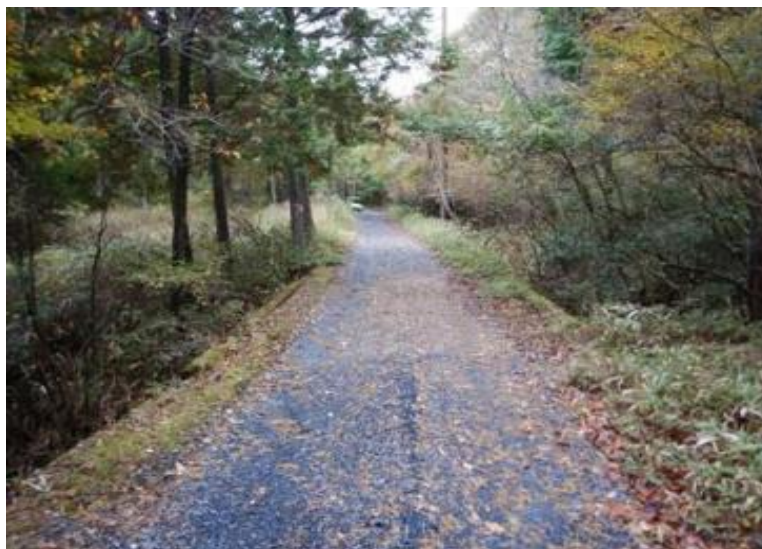
橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
滋-⑨	太神山林道	第7号橋	R3.11.10

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
滋-⑩	木ノ下谷林道	第1号橋	R3.11.10

近景写真



遠景写真



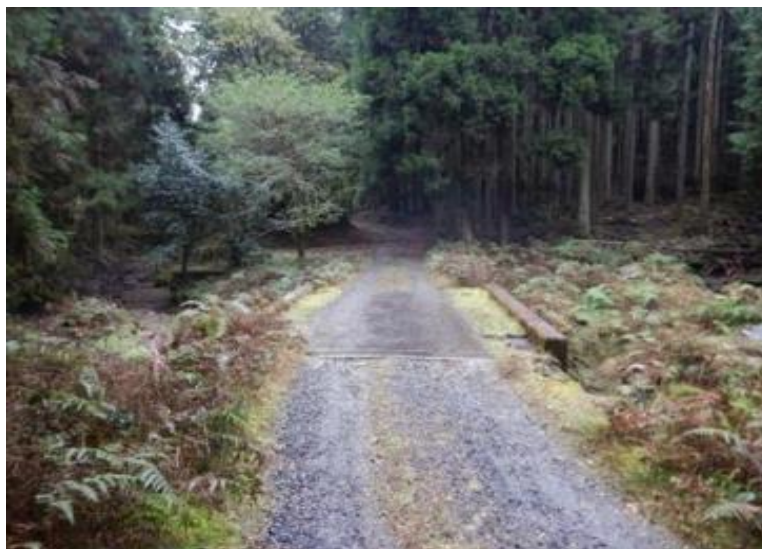
橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
滋-⑪	木ノ下谷林道	第3号橋	R3.11.10

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
滋-⑫	木ノ下谷林道	第4号橋	R3.11.10

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
滋-⑬	木ノ下谷林道	第5号橋	R3.11.10

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
京-①	鞍馬山林道	天越橋	R4. 9. 27

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
兵-①	坂の谷林道	第1号橋	R3.11.9

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
兵-②	坂の谷林道	第2号橋	R3.11.9

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
兵-③	坂の谷林道	第3号橋	R3.11.9

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
兵-④	坂の谷林道	第4号橋	R3.11.9

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
兵-⑤	坂の谷林道	第5号橋	R3.12.10

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
兵-⑥	坂の谷林道	第6号橋	R3.12.10

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
奈-①	比曾林道	第1号橋	R6. 8. 11

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
奈-②	比曾林道	第2号橋	R6. 8. 11

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
奈-③	比曾林道	第3号橋	R6. 8. 11

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
奈-④	比曾林道	第4号橋	R6. 8. 11

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
奈-⑤	赤谷伯母子林道（伯母子林道）	鍋割谷橋	R2.10.26

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
岡-①	西方林道	草丸橋	R7. 8. 20

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
広北-①	坂瀬川林道	第1号橋	R3.11.8

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
広-①	猿ヶ馬場林道	第1号橋	R3. 9. 27

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査橋梁現況写真

調査番号	林道名	橋梁名	撮影年月日
広-②	木頃山林道木頃山支線	第1号橋	R3.9.26

近景写真



遠景写真



橋裏写真



調査トンネル現況写真

調査番号	林道名	トンネル名	撮影年月日
三-①-①	白倉林道	1号隧道	R4.9.7

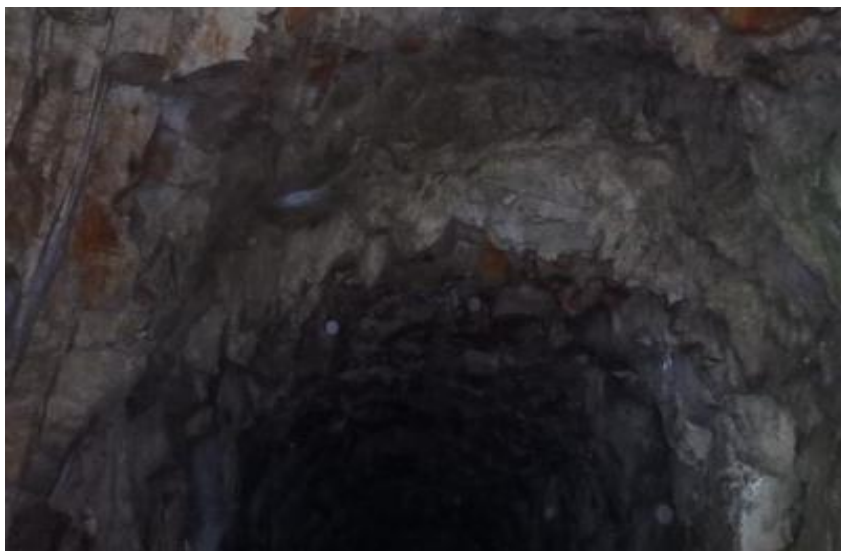
遠景写真



近景写真



近景写真



調査トンネル現況写真

調査番号	林道名	トンネル名	撮影年月日
三-①-②	白倉林道	2号隧道	R4.9.7

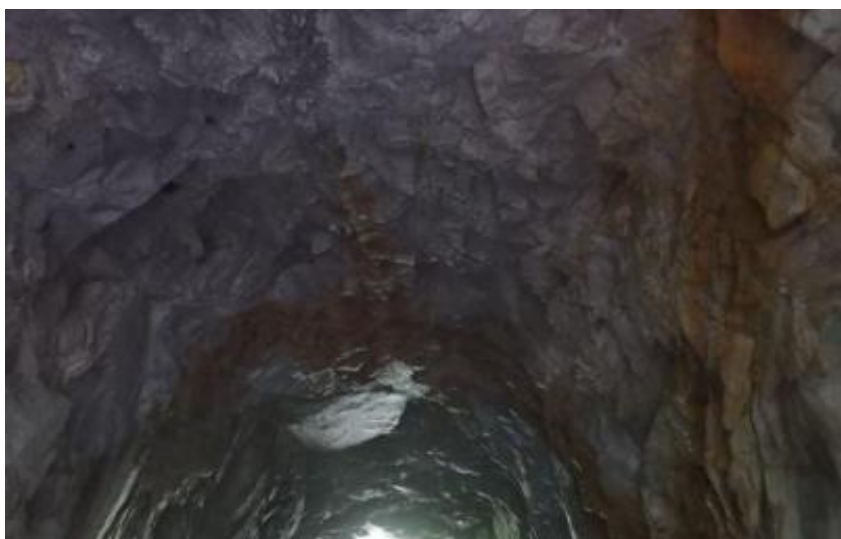
遠景写真



近景写真



近景写真



調査トンネル現況写真

調査番号	林道名	トンネル名	撮影年月日
三-①-③	白倉林道	3号隧道	R4.9.7

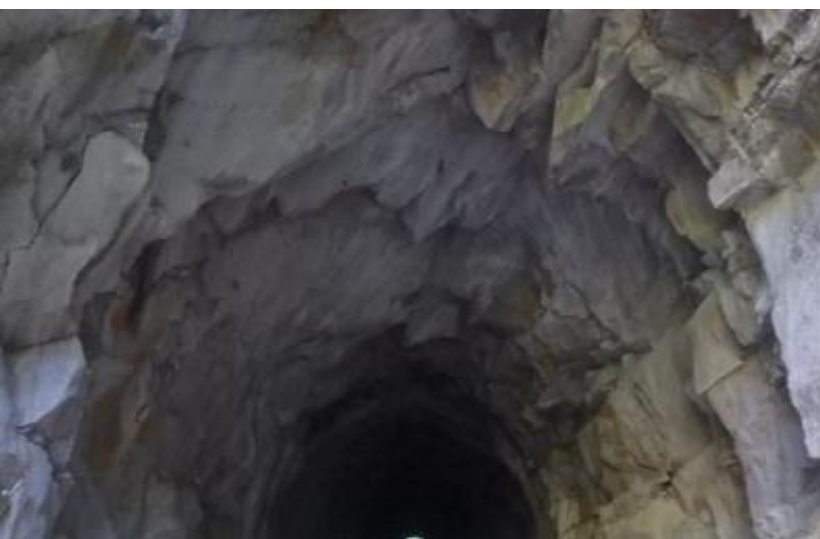
遠景写真



近景写真



近景写真



調査トンネル現況写真

調査番号	林道名	トンネル名	撮影年月日
奈-①-①	北股林道	1号隧道	R6. 7. 31

遠景写真



近景写真



近景写真



調査トンネル現況写真

調査番号	林道名	トンネル名	撮影年月日
和-①-①	大塔前の川林道（大塔林道）	4号隧道	R6. 12. 4

遠景写真



近景写真



近景写真



調査トンネル現況写真

調査番号	林道名	トンネル名	撮影年月日
和-①-②	大塔前の川林道（大塔林道）	5号隧道	R6. 12. 4

遠景写真



近景写真



近景写真

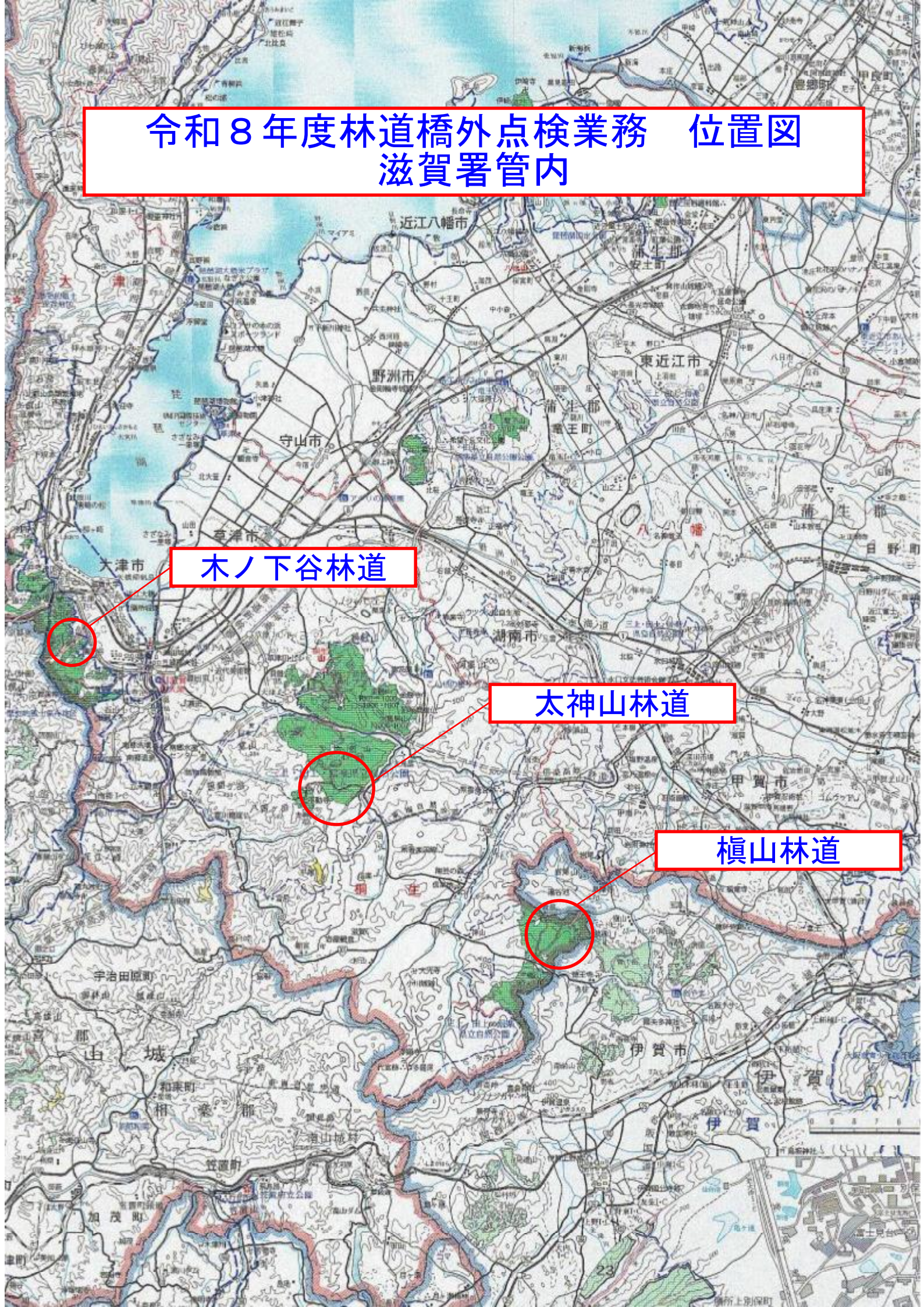


# 令和8年度林道橋外点検業務 位置図 滋賀署管内

木ノ下谷林道

太神山林道

楨山林道



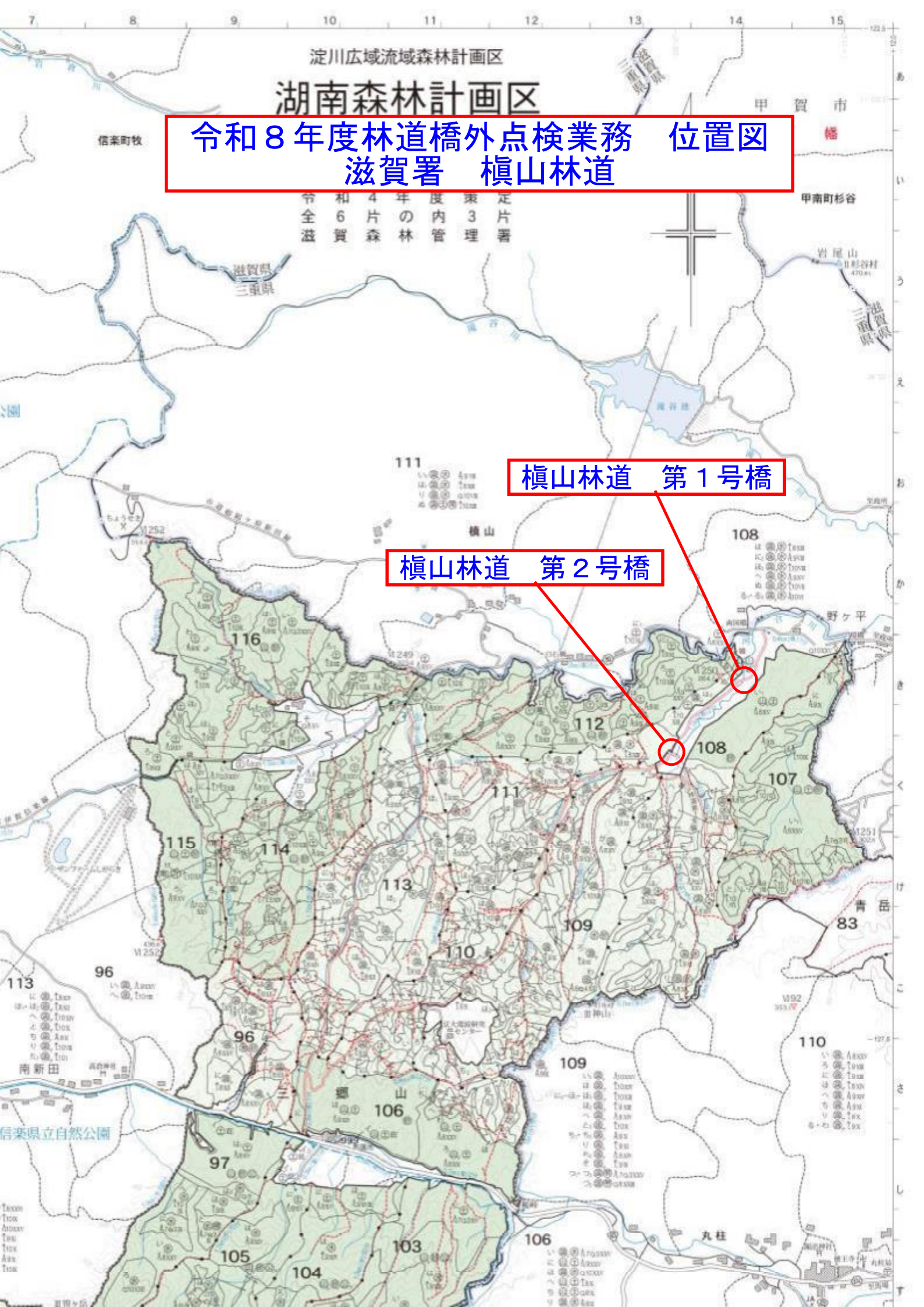
淀川広域流域森林計画区  
湖南森林計画区

令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
滋賀署 榎山林道

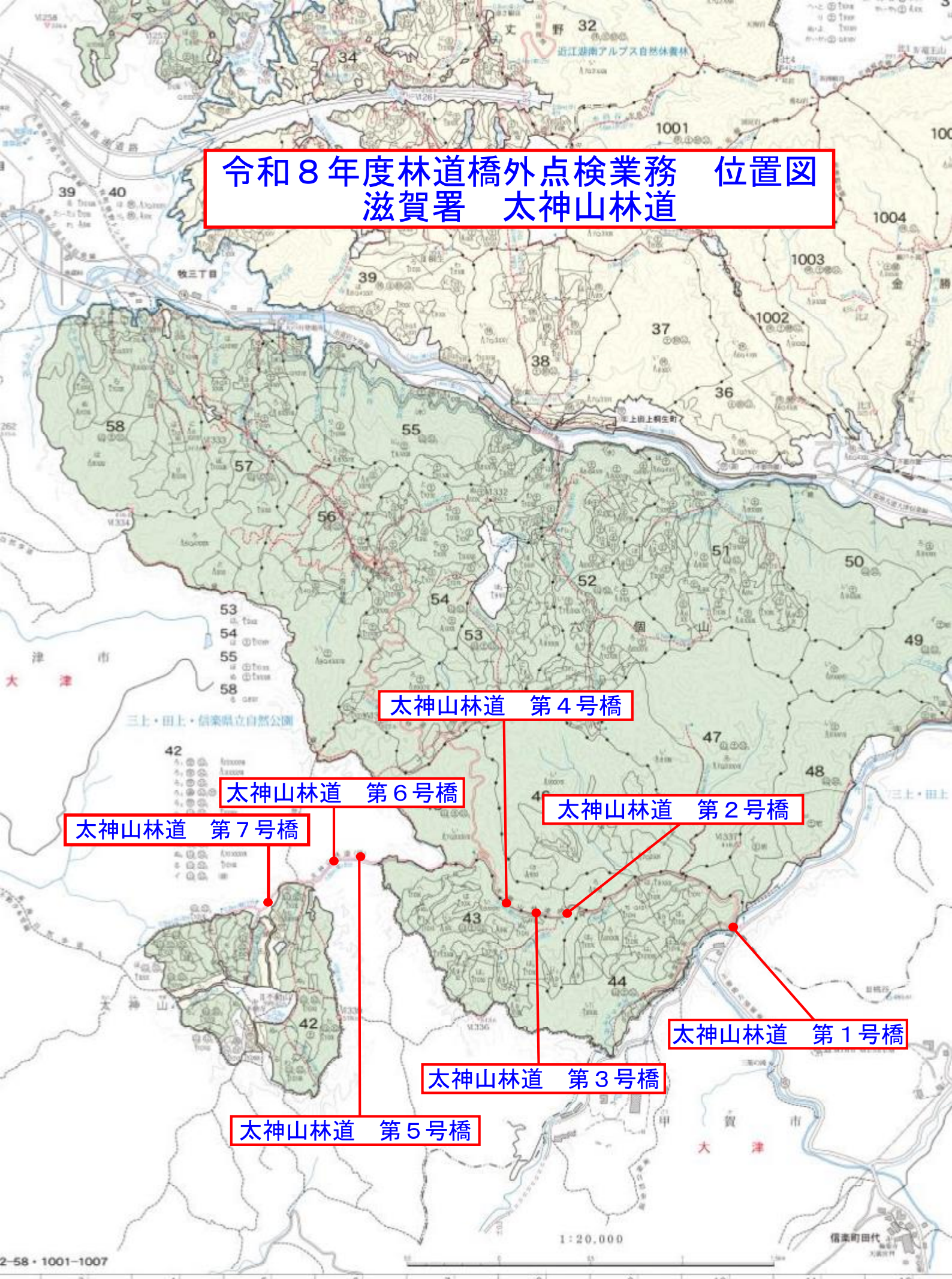
令和4年度策定  
6片の管内  
3片の管理  
全片の管理

榎山林道 第1号橋

榎山林道 第2号橋



令和 8 年度林道橋外点検業務 位置図  
滋賀署 太神山林道



太神山林道 第 4 号橋

太神山林道 第 6 号橋

太神山林道 第 2 号橋

太神山林道 第 7 号橋

太神山林道 第 1 号橋

太神山林道 第 3 号橋

太神山林道 第 5 号橋

1:20,000

2-58・1001-1007

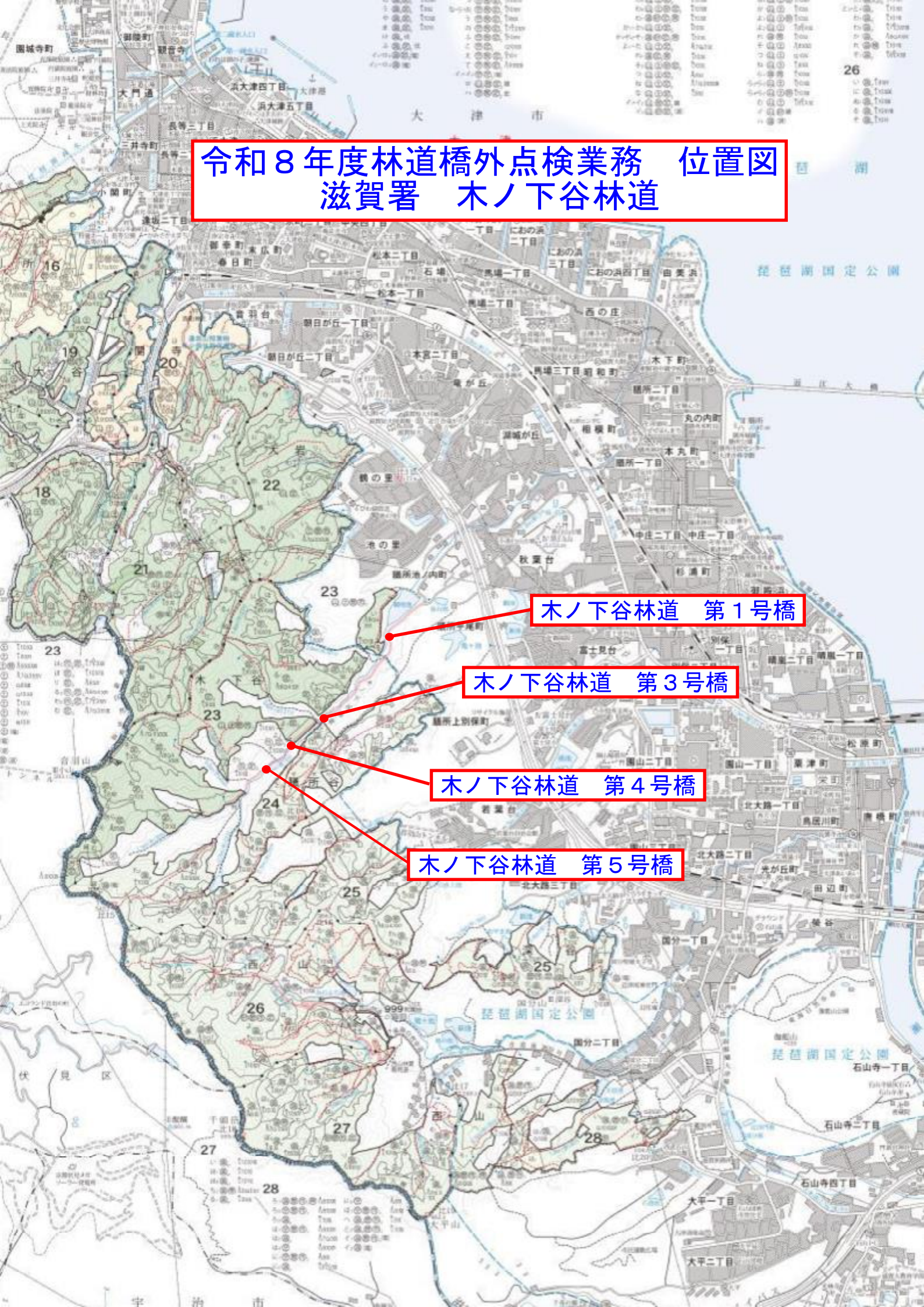
令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
滋賀署 木ノ下谷林道

木ノ下谷林道 第1号橋

木ノ下谷林道 第3号橋

木ノ下谷林道 第4号橋

木ノ下谷林道 第5号橋



令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
京都大阪所管内

鞍馬山林道



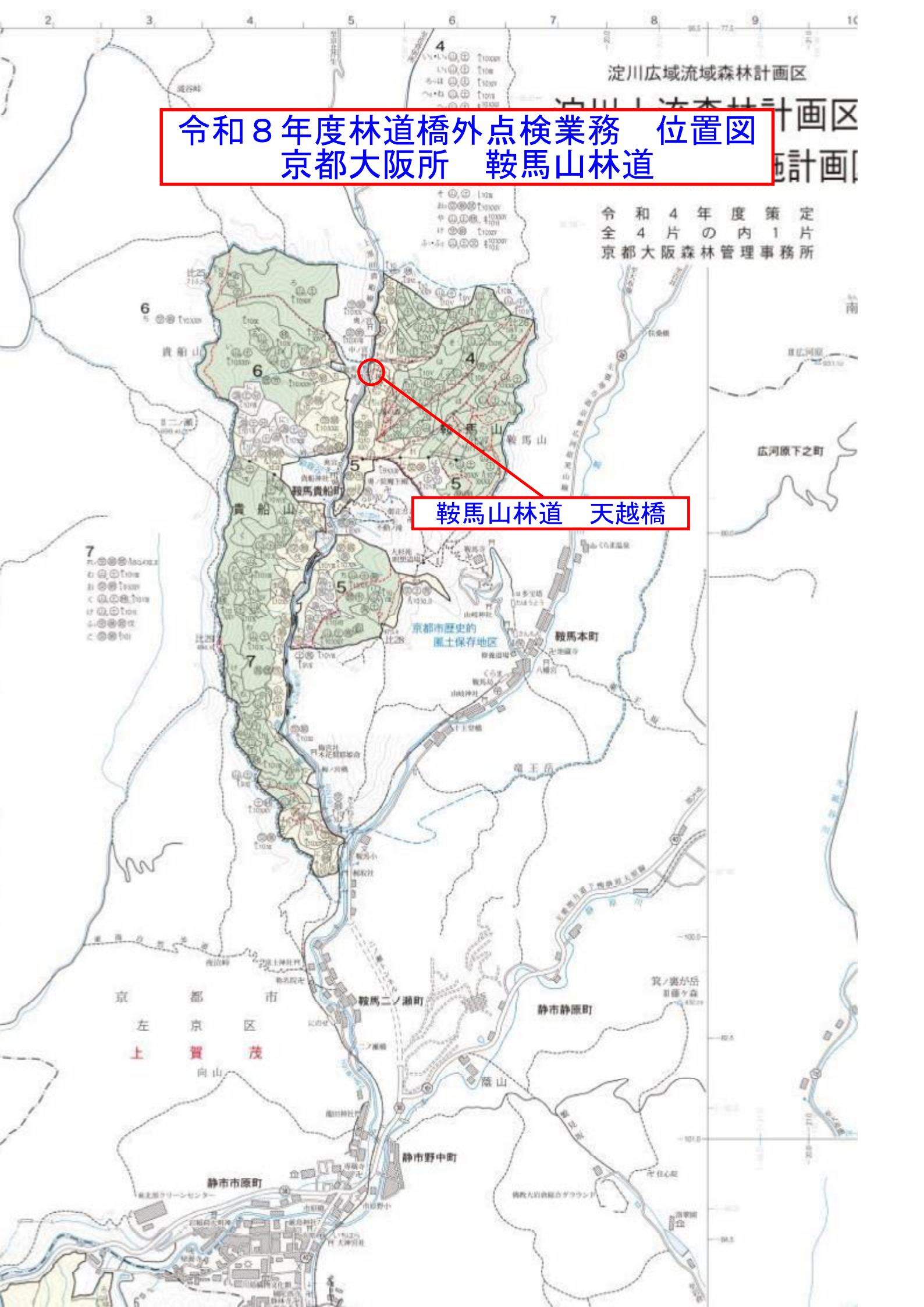
令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
京都大阪所 鞍馬山林道

淀川広域流域森林計画区

淀川上流森林計画区  
森林計画

令和4年度策定  
全4片の内1片  
京都大阪森林管理事務所

鞍馬山林道 天越橋



令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
兵庫署管内

坂の谷林道



令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
兵庫署 坂の谷林道

坂の谷林道 第6号橋

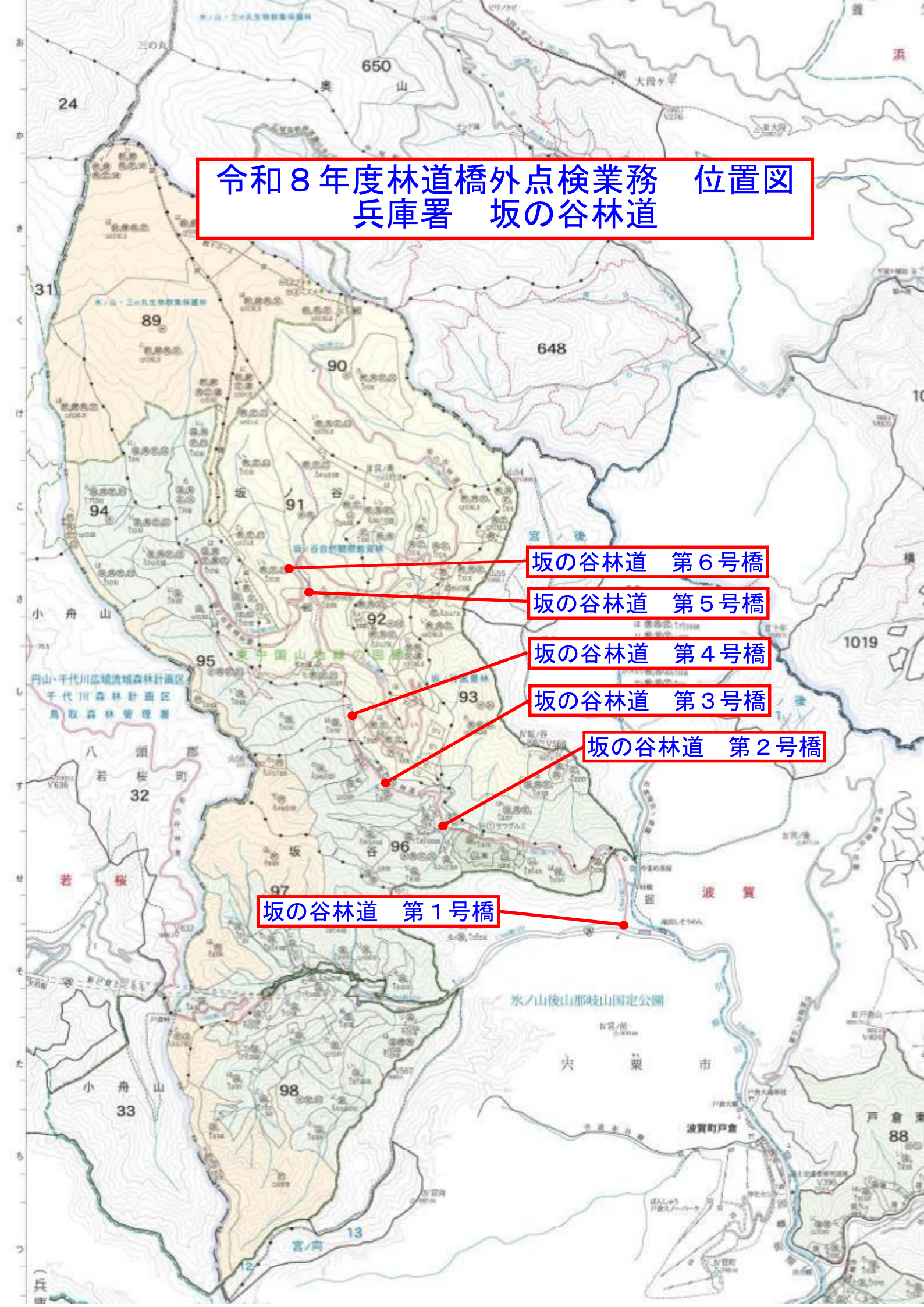
坂の谷林道 第5号橋

坂の谷林道 第4号橋

坂の谷林道 第3号橋

坂の谷林道 第2号橋

坂の谷林道 第1号橋

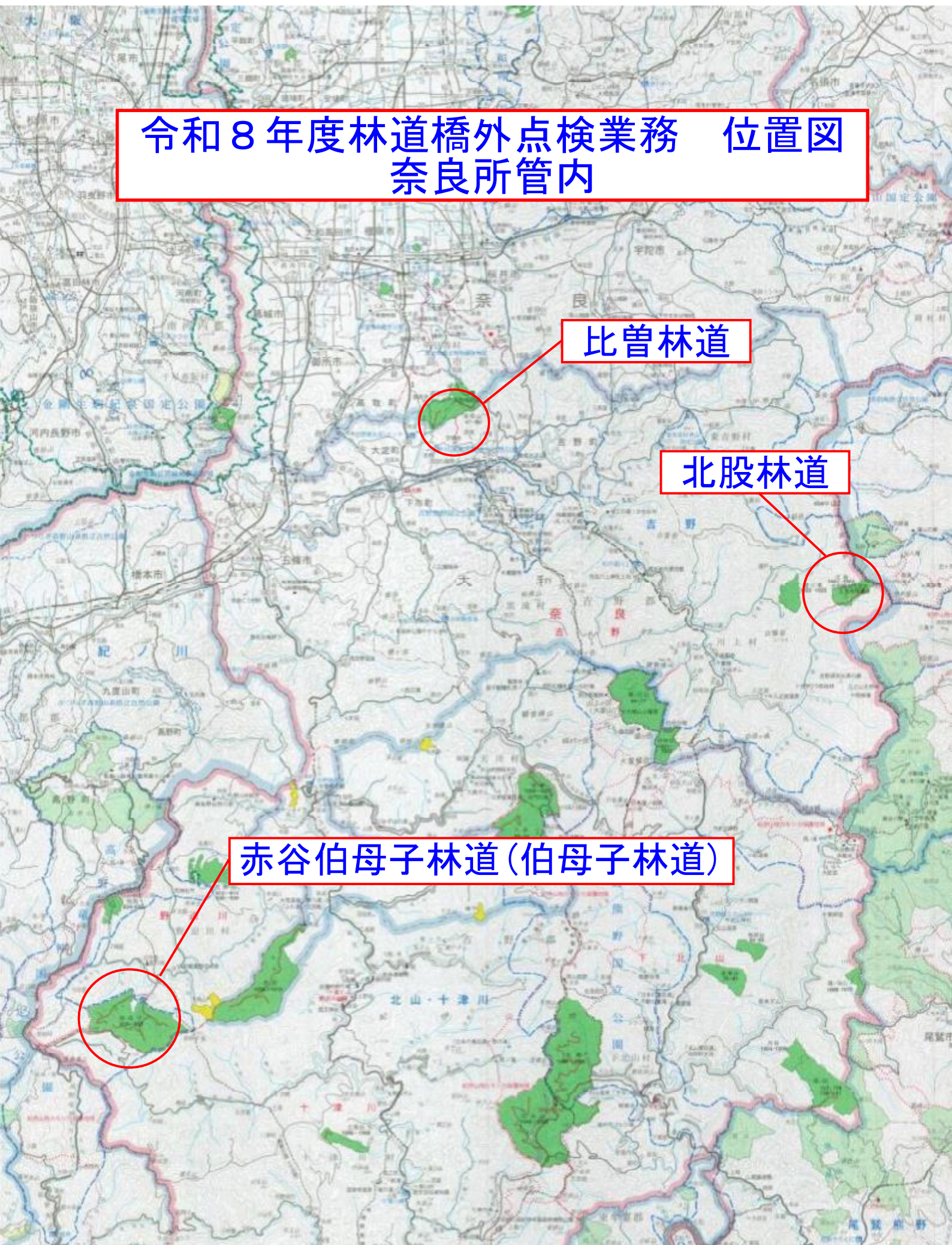


令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
奈良所管内

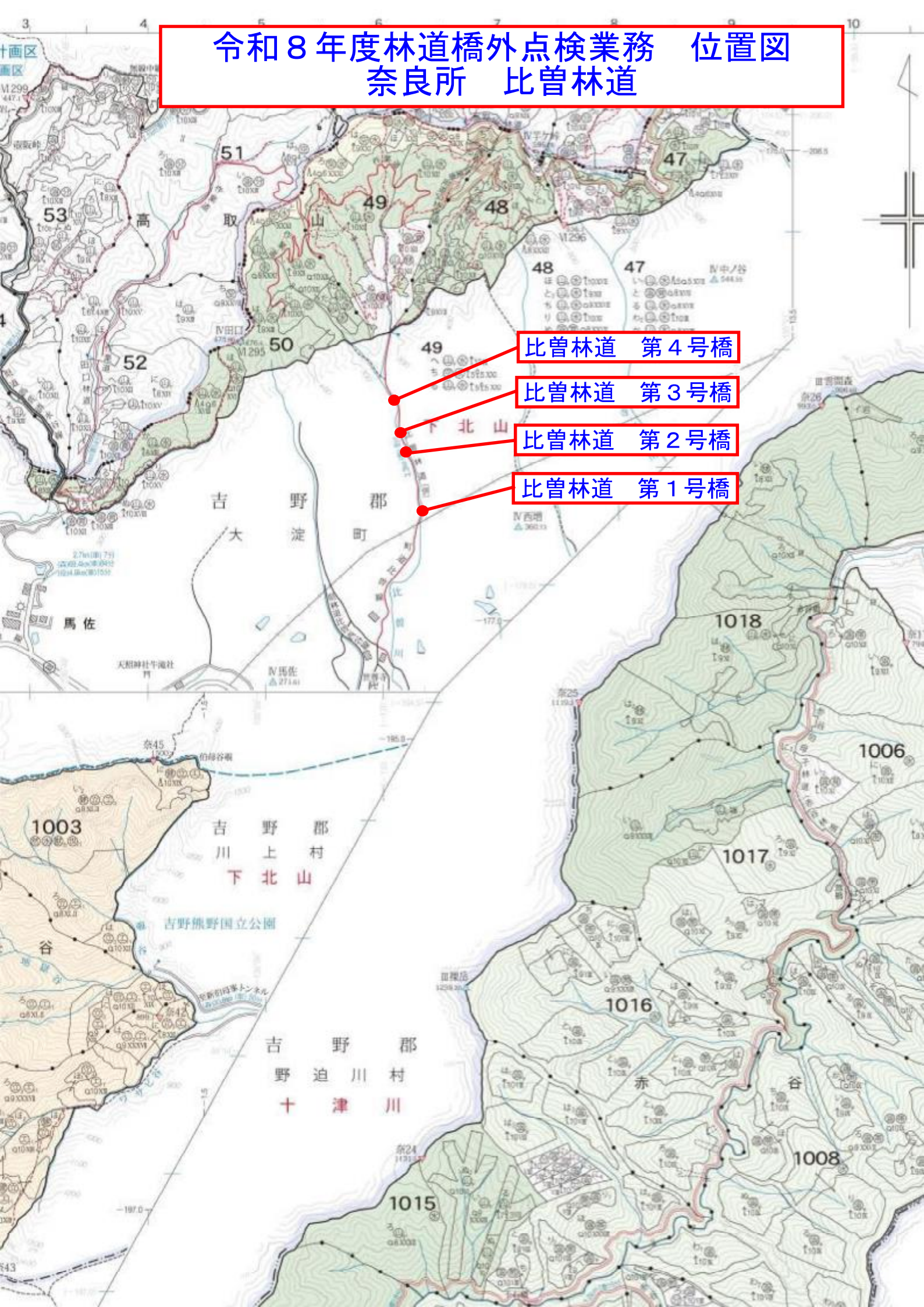
比叢林道

北股林道

赤谷伯母子林道(伯母子林道)



令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
奈良所 比曽林道



比曽林道 第4号橋

比曽林道 第3号橋

比曽林道 第2号橋

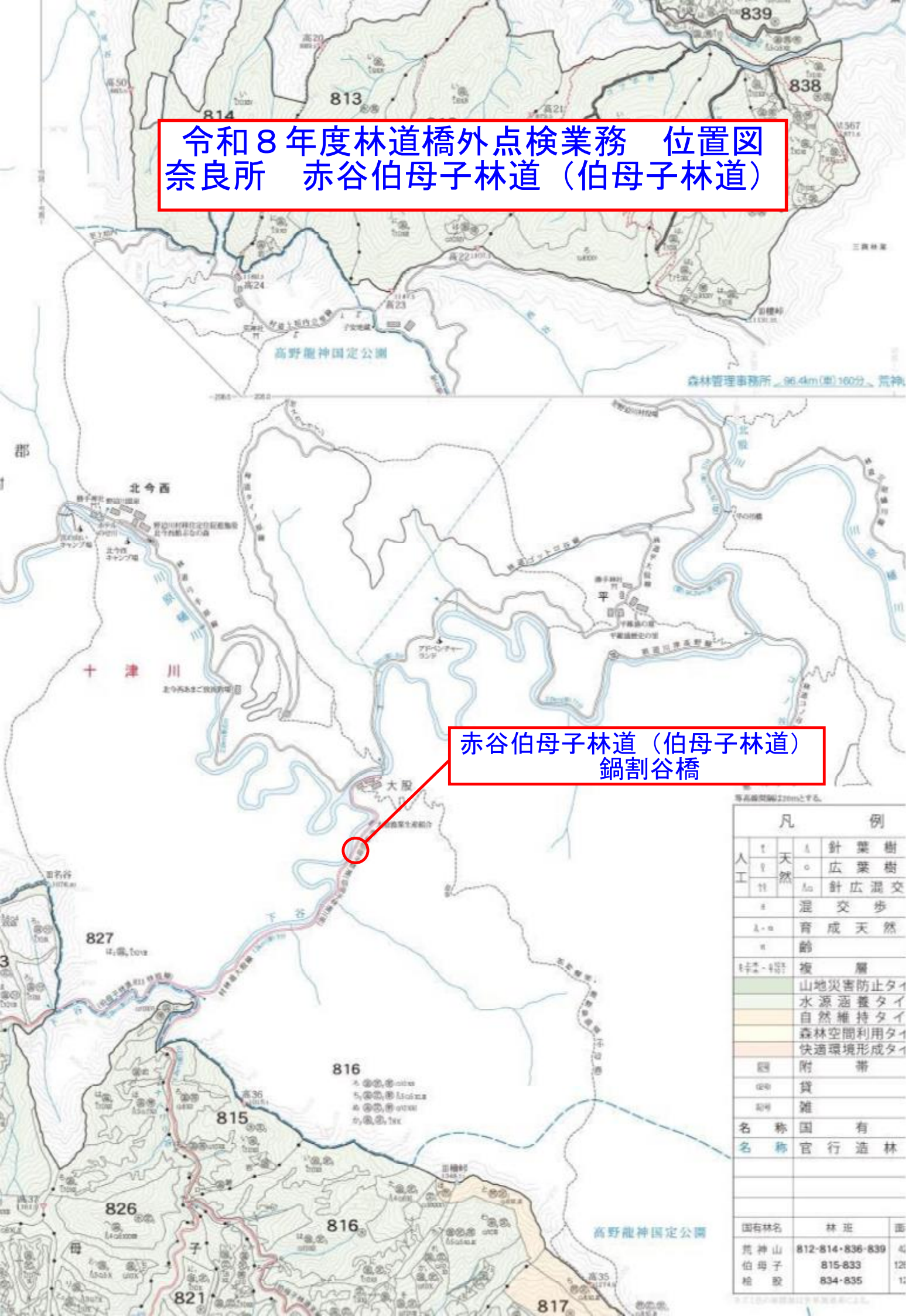
比曽林道 第1号橋

吉野郡  
川上村  
下北山

吉野郡  
迫川村  
十津川

吉野熊野国立公園

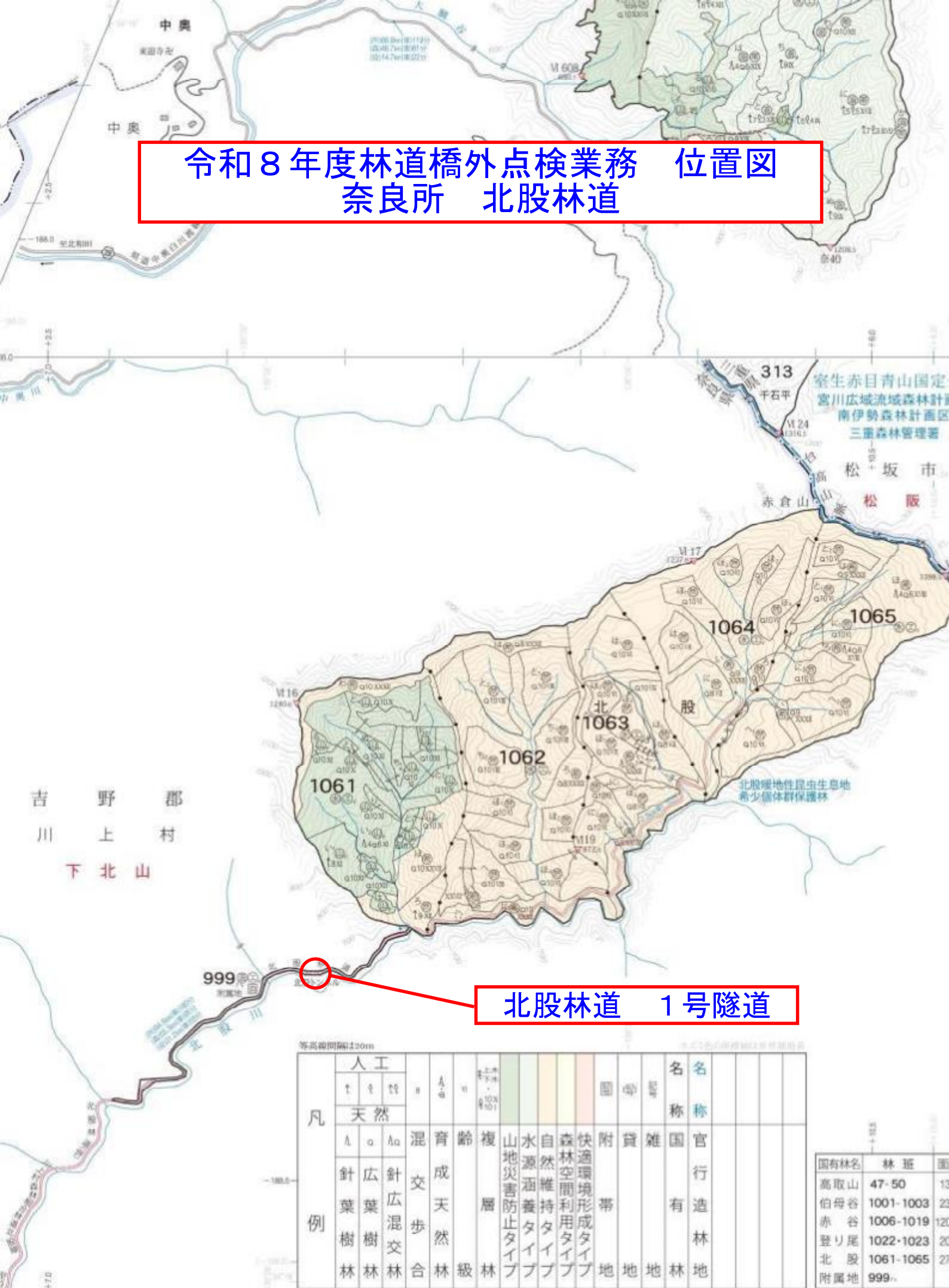
令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
 奈良所 赤谷伯母子林道（伯母子林道）



赤谷伯母子林道（伯母子林道）  
 鍋割谷橋

凡 例		
人 工	針葉樹	
	広葉樹	
天 然	針広混交	
	混交歩	
+	育成天然	
△	跡	
■	複 層	
■	山地災害防止タイ	
■	水源涵養タイ	
■	自然維持タイ	
■	森林空間利用タイ	
■	快適環境形成タイ	
■	附 帯	
■	貸	
■	雑	
名称	国 有	
名称	官 行 造 林	
国有林名	林 班	面
箕神山	812-814・836-839	4
伯母子	815-833	12
松 殿	834-835	11

令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
 奈良所 北股林道



北股林道 1号隧道

等高線間隔120m

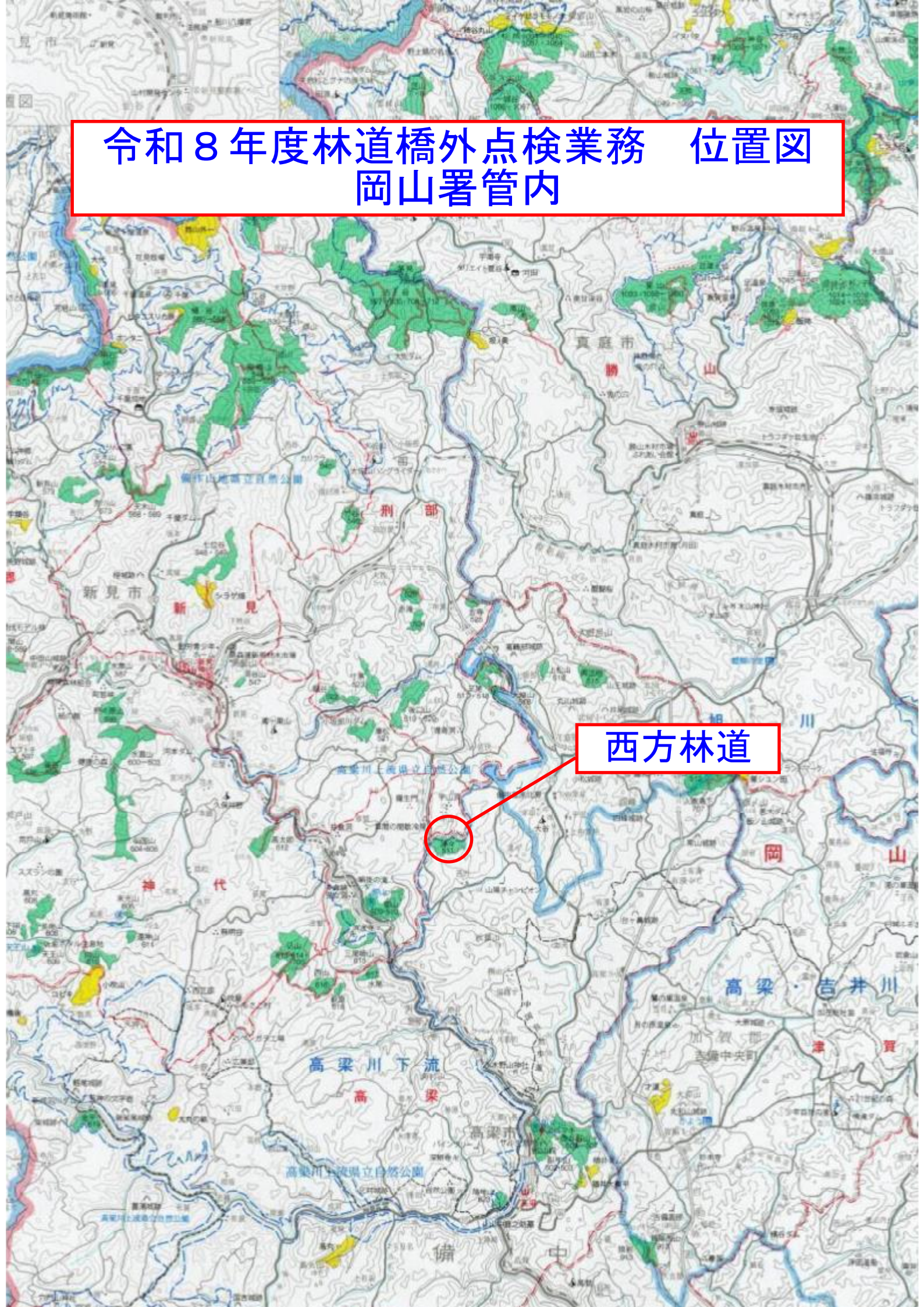
凡	人工	天然											名称	名称		
	針葉樹林	広葉樹林	針広混交林	混交歩合林	育成天然林	齢層	複層	山地災害防止タイプ	水源涵養タイプ	自然維持タイプ	森林空間利用タイプ	快適環境形成タイプ			附帯地	貸地

例

国有林名	林班	面積
高取山	47-50	13
伯母谷	1001-1003	23
赤谷	1006-1019	120
登り尾	1022-1023	20
北股	1061-1065	27
附属地	999-	

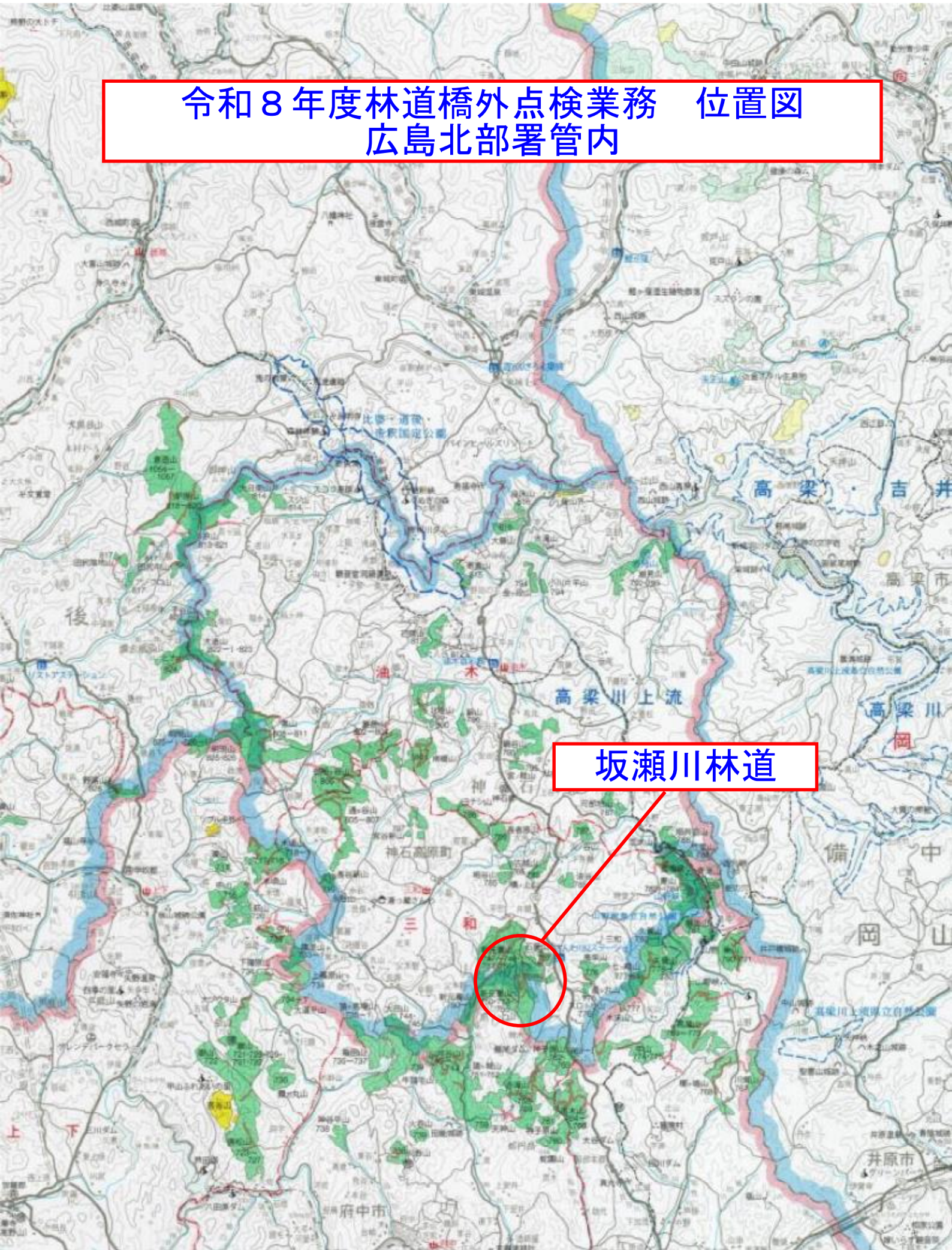
令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
岡山署管内

西方林道





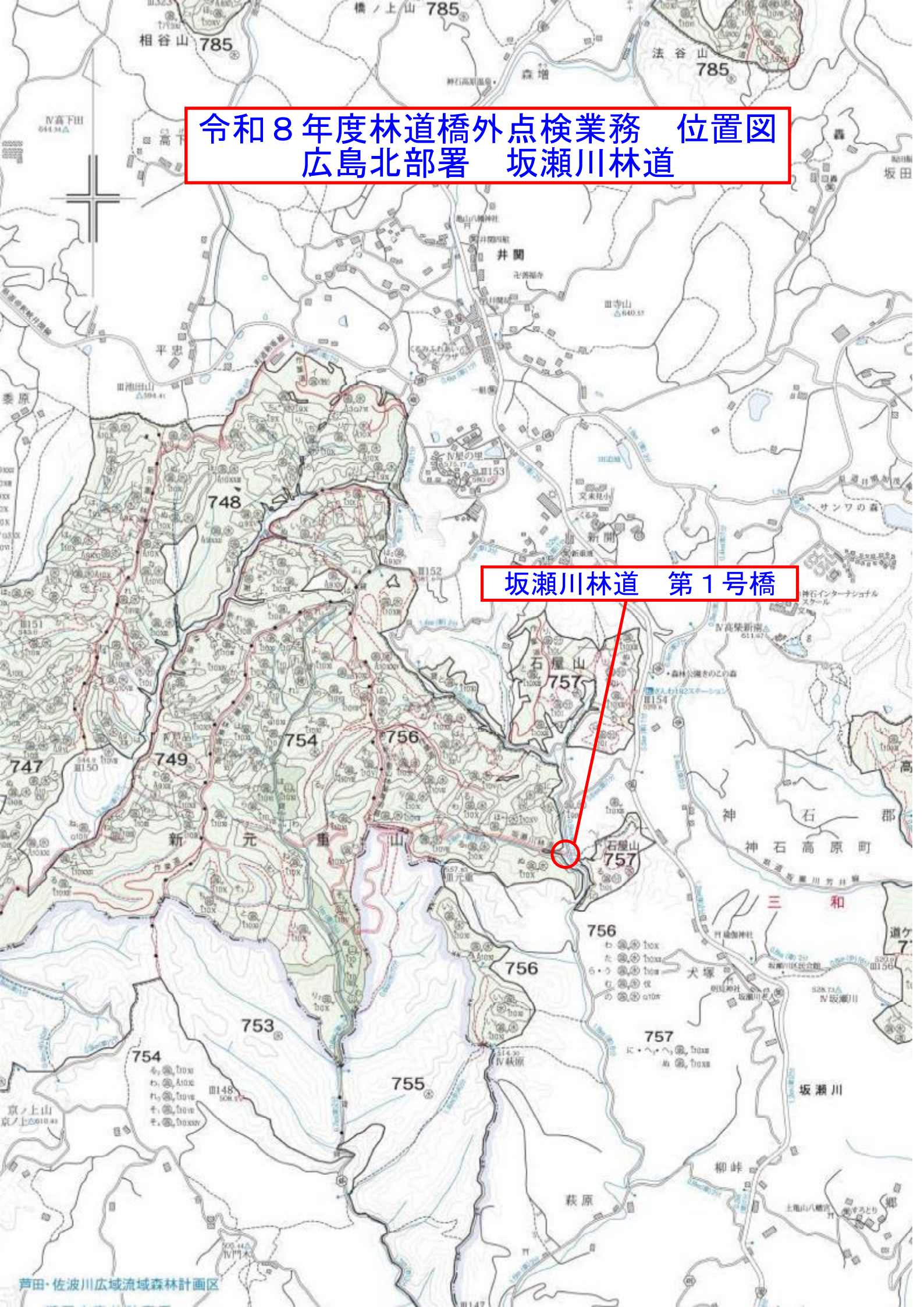
令和 8 年度林道橋外点検業務 位置図  
広島北部署管内



坂瀬川林道

令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
広島北部署 坂瀬川林道

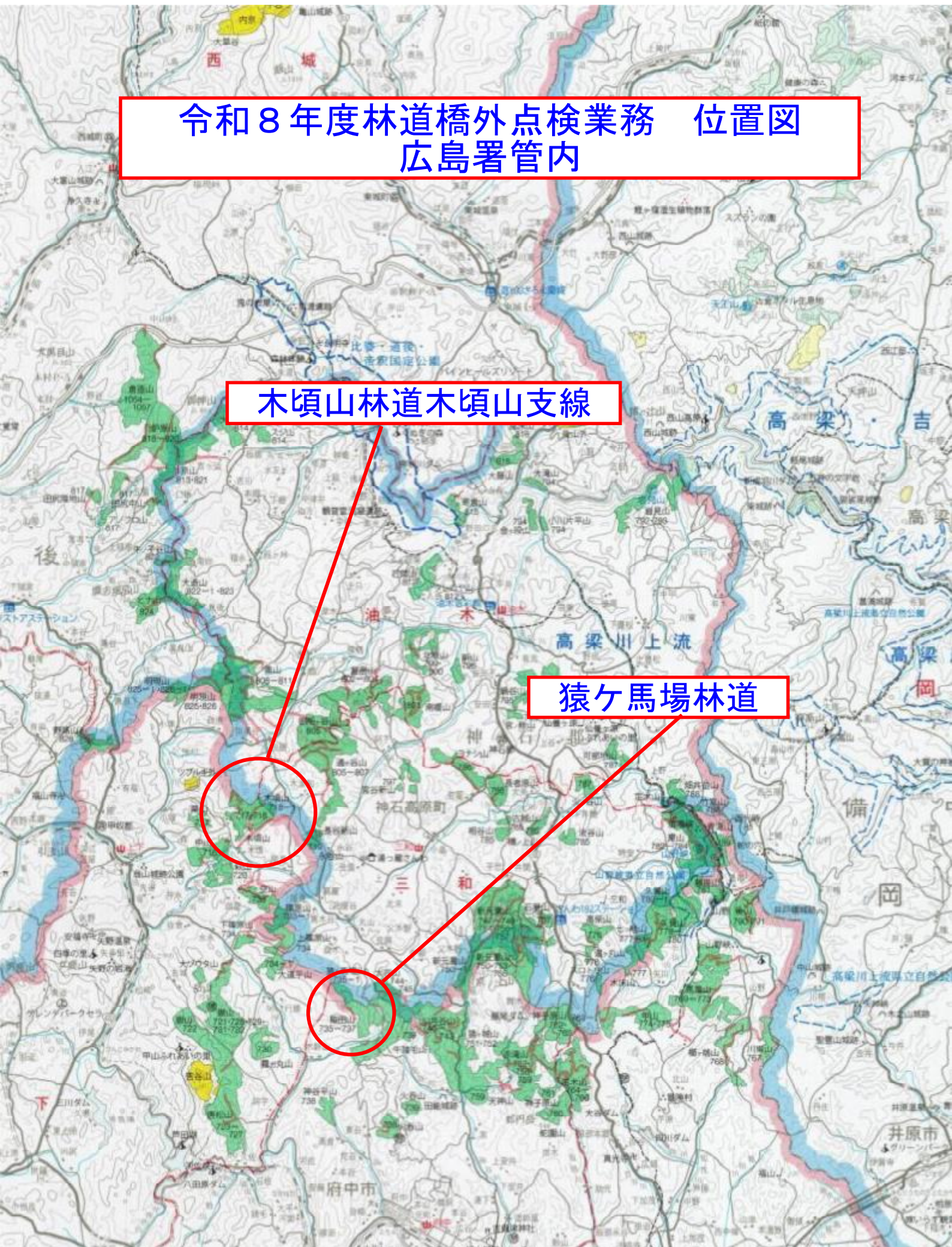
坂瀬川林道 第1号橋

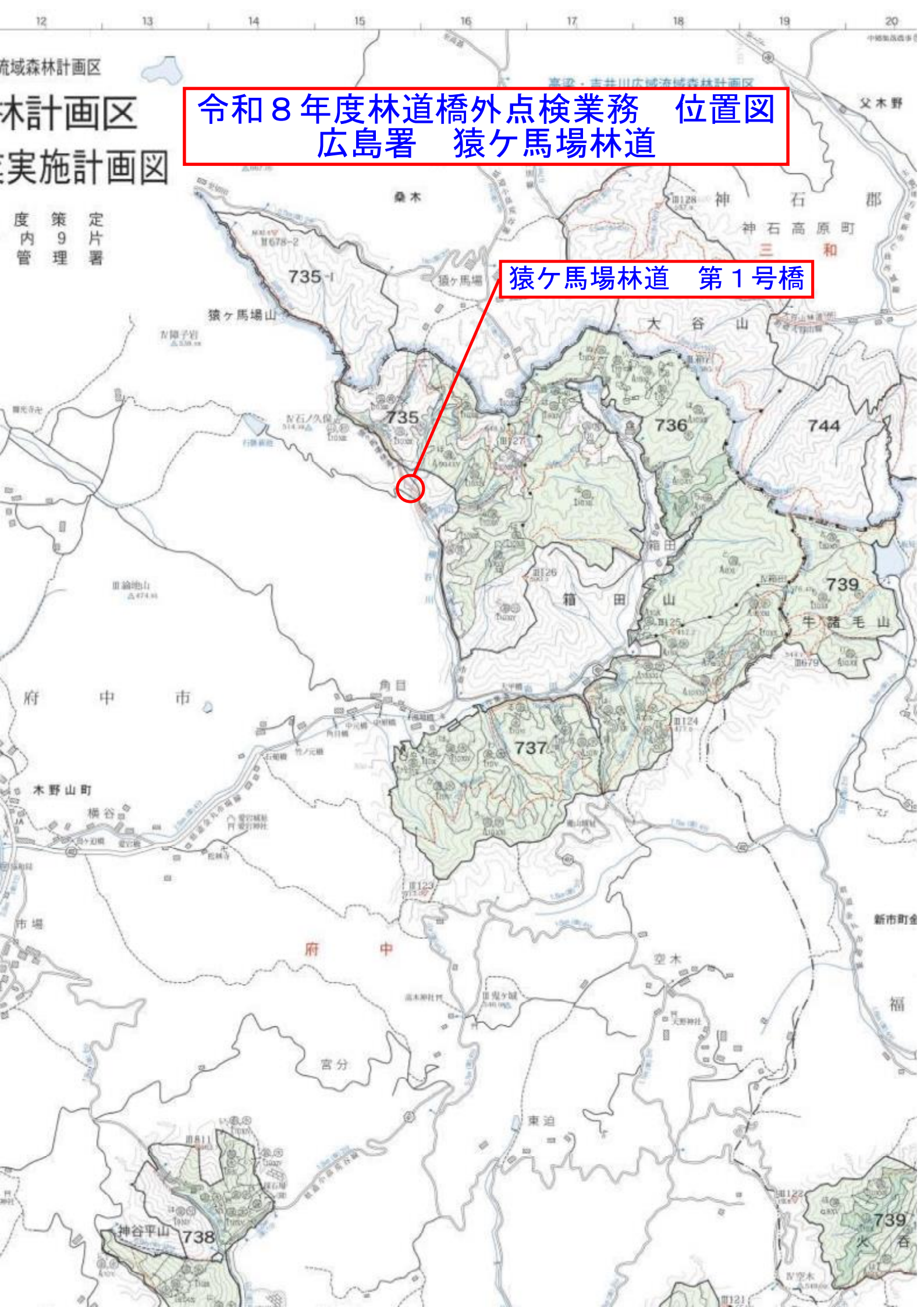


令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
広島署管内

木頃山林道木頃山支線

猿ヶ馬場林道





令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
広島署 猿ヶ馬場林道

猿ヶ馬場林道 第1号橋

流域森林計画区

林計画区

実施計画図

度 策 定 片  
内 管 理 署

府 中 市

木野山町

市場

府 中

宮分

東迫

神谷平山

738

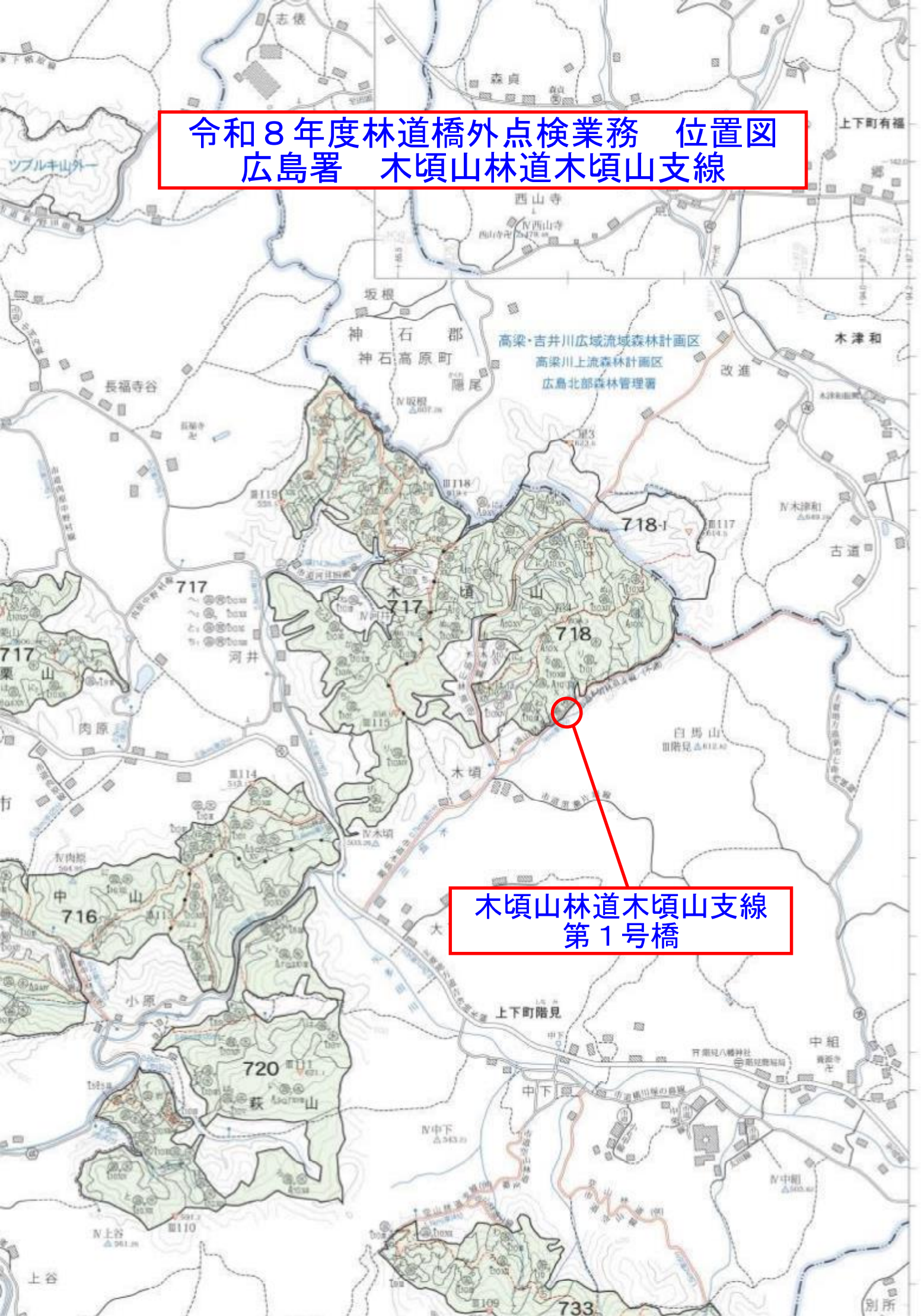
新市町金

福

739

火 谷

令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
広島署 木頃山林道木頃山支線



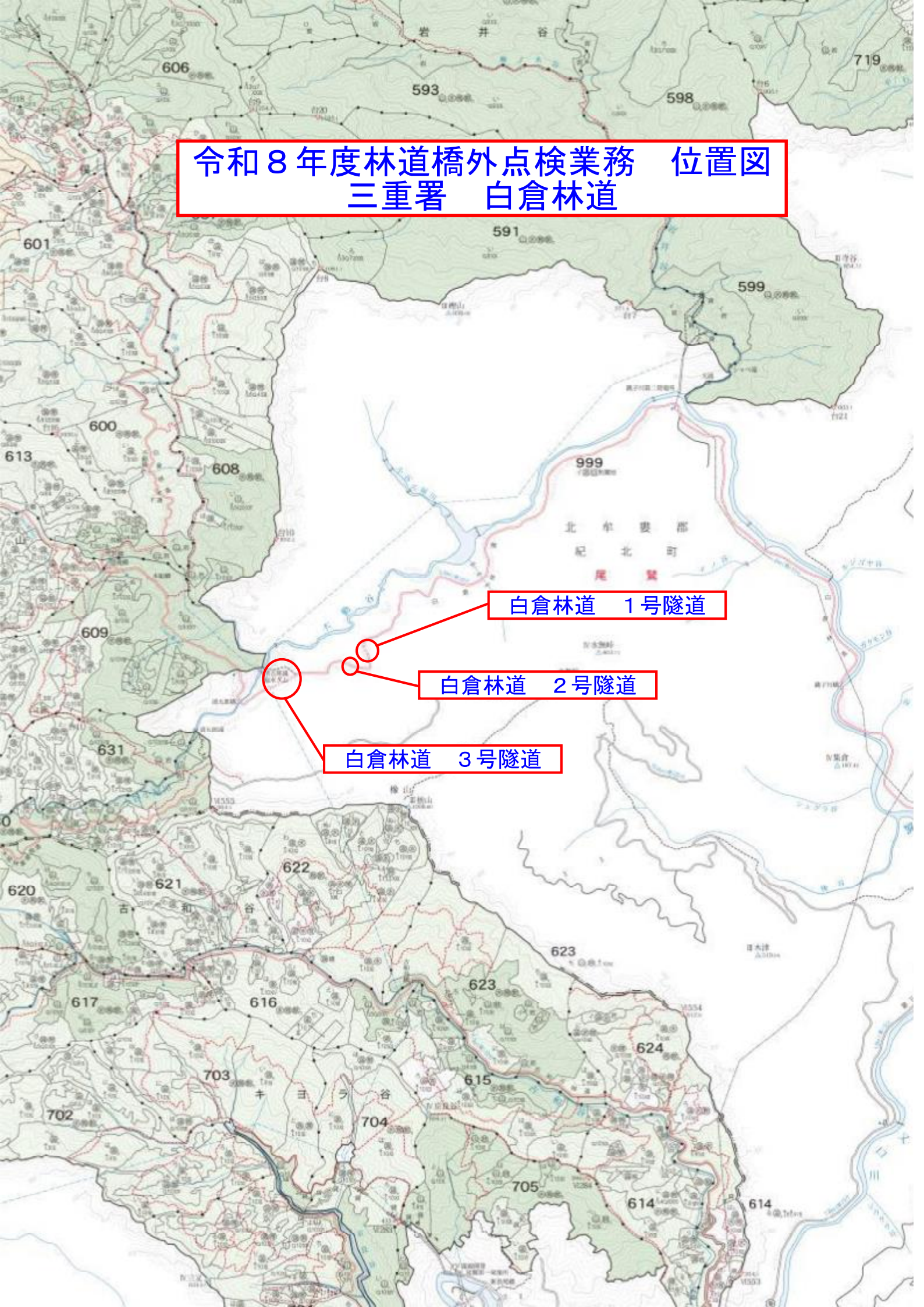
木頃山林道木頃山支線  
第1号橋

令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
三重署管内

白倉林道

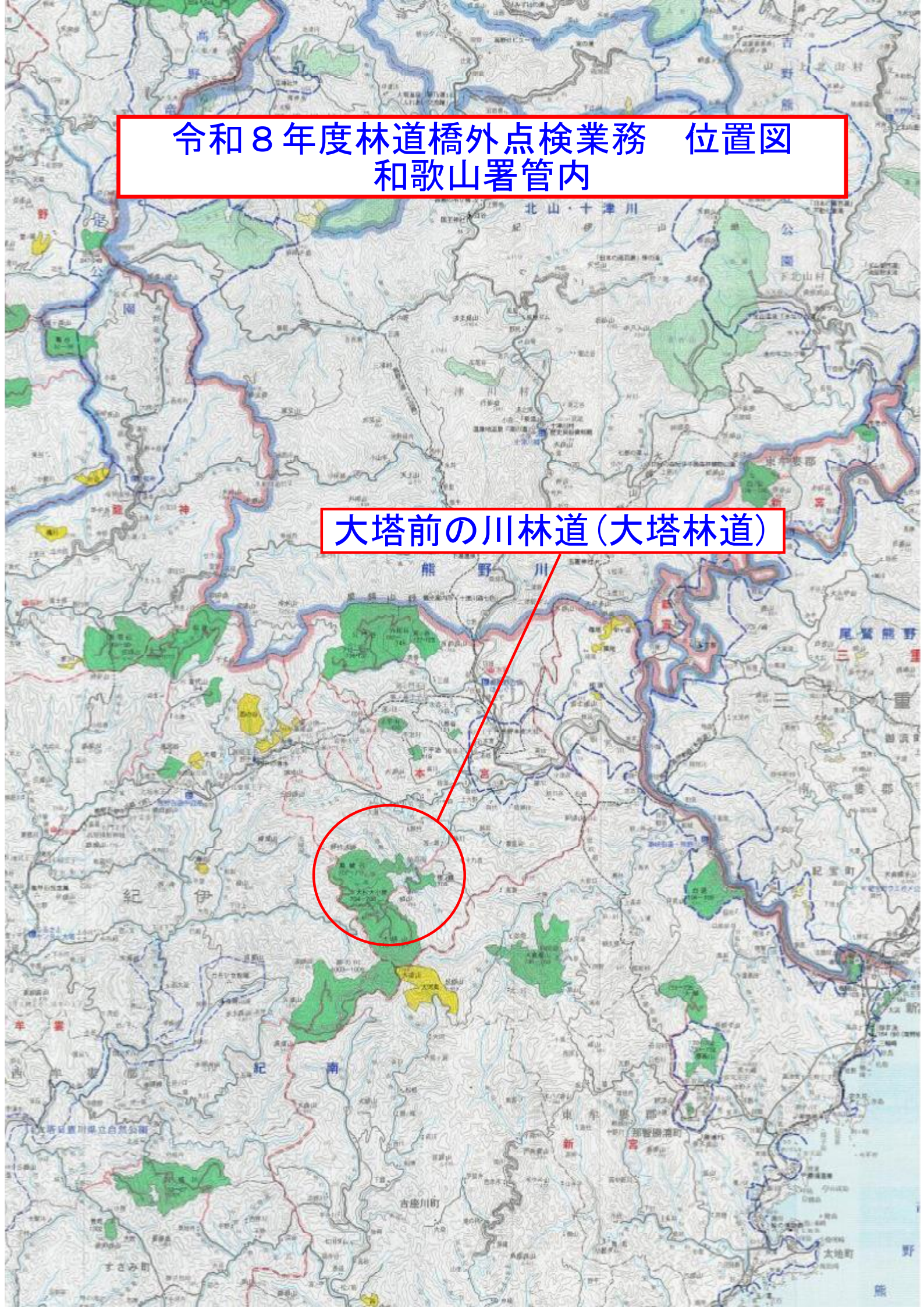


令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
三重署 白倉林道

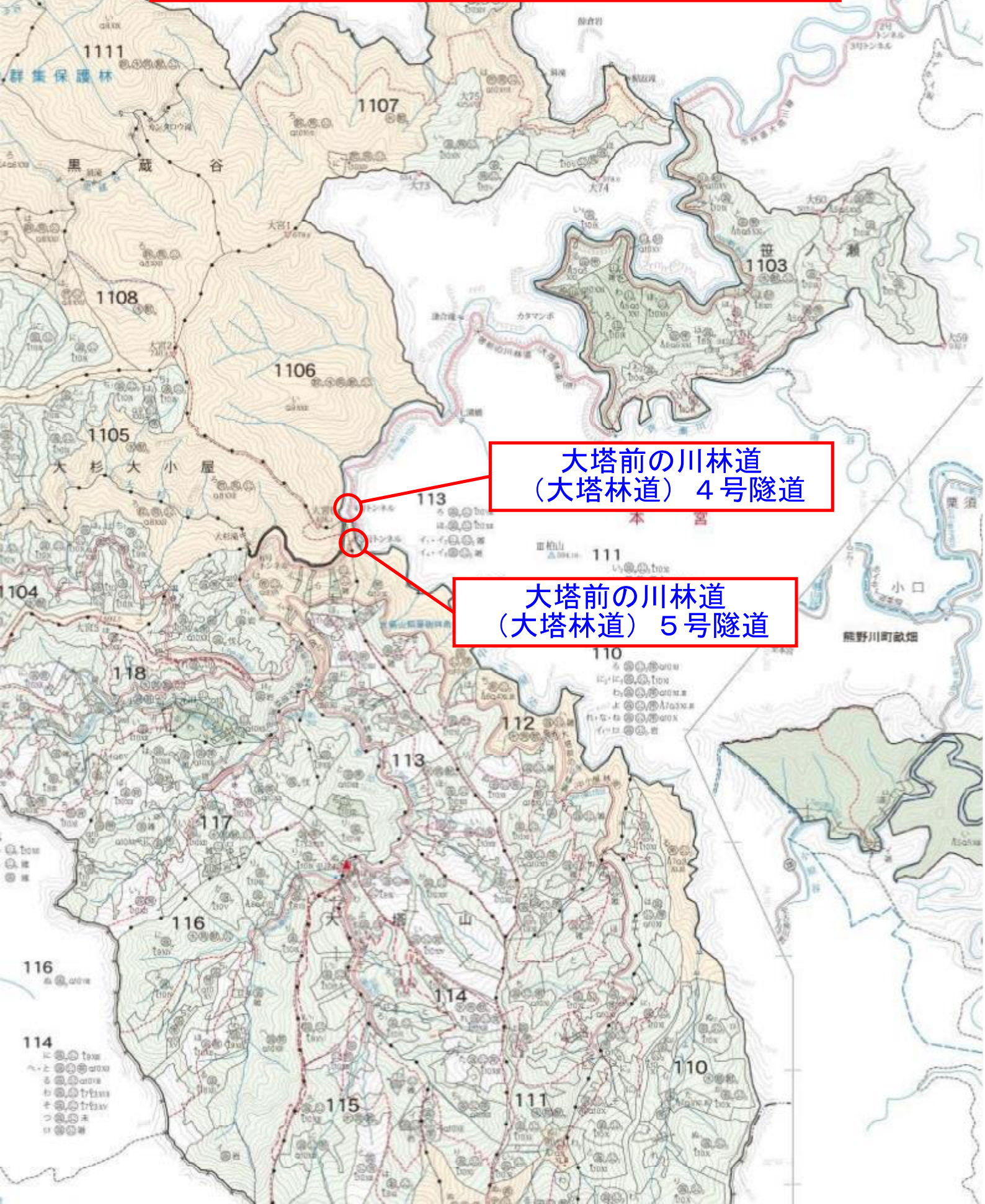


令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
和歌山署管内

大塔前の川林道(大塔林道)



令和8年度林道橋外点検業務 位置図  
和歌山署 大塔前の川林道（大塔林道）



大塔前の川林道  
(大塔林道) 4号隧道

大塔前の川林道  
(大塔林道) 5号隧道